

平成29年第7回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

平成29年9月5日（火）午前10時開議

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議第59号 | 白鷹町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 7 | 請第 2号 | 「テロ等準備罪」法案の廃案を求める意見書提出についての
請願
(総務厚生常任委員長報告) |
| 日程第 8 | 議第60号 | 平成28年度白鷹町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 議第61号 | 平成28年度白鷹町十王財産区特別会計歳入歳出決算認定に
ついて |
| 日程第10 | 議第62号 | 平成28年度白鷹町下水道特別会計歳入歳出決算認定につい
て |
| 日程第11 | 議第63号 | 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第12 | 議第64号 | 平成28年度白鷹町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第13 | 議第65号 | 平成28年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議第66号 | 平成28年度白鷹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について |
| 日程第15 | 議第67号 | 平成28年度白鷹町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認
定について |
| 日程第16 | 議第68号 | 平成28年度白鷹町立病院事業会計決算認定について |
| 日程第17 | 議第69号 | 平成28年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計決算認定
について |
| 日程第18 | 発議第2号 | 決算特別委員会の設置について |
| 日程第19 | 報第 2号 | 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について |

- 日程第20 議第70号 字の区域及び名称の変更について
- 日程第21 議第71号 白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第72号 白鷹町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定について
- 日程第23 議第73号 白鷹町農業労働力調整協議会設置条例を廃止する条例の設定について
- 日程第24 議第74号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議第75号 平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議第76号 平成29年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議第77号 平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議第78号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議第79号 平成29年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議第80号 平成29年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 請第4号 平成30年産以降の米政策の見直しについて意見書提出方請願
- 日程第32 請第5号 憲法9条を改憲しないよう国に求める意見書提出の請願
- 日程第33 議第81号 町道路線の認定について
- 日程第34 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|-----------|
| 1番 | 遠藤 幸一 議員 | 2番 | 渡部 善美 議員 |
| 3番 | 笹原 俊一 議員 | 4番 | 佐々木 誠司 議員 |
| 5番 | 小口 尚司 議員 | 6番 | 小形 輝雄 議員 |
| 7番 | 田中 孝 議員 | 8番 | 山田 仁 議員 |
| 9番 | 奥山 勝吉 議員 | 10番 | 石川 重二 議員 |
| 11番 | 佐藤 京一 議員 | 12番 | 菅原 隆男 議員 |
| 13番 | 関 千鶴子 議員 | 14番 | 今野 正明 議員 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 誠 七
副 町 長	横 澤 浩
教 育 長	沼 澤 政 幸
総 務 課 長	松 野 芳 郎
税 務 出 納 課 長	高 橋 浩 之
企 画 政 策 課 長	湯 澤 政 利
企 画 主 幹	永 野 徹
町 民 課 長	中 村 裕 之
健 康 福 祉 課 長	長 岡 聡
商 工 観 光 課 長	齋 藤 重 雄
農 林 課 長 併 農業委員会事務局長	菅 間 直 浩
建 設 水 道 課 長	菅 原 良 教
病 院 事 務 局 長	渡 部 町 子
教 育 次 長	田 宮 修
監 査 委 員	竹 田 謙 一

○職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	樋 口 浩
係 長	橋 本 達 也
書 記	佐 藤 圭 子

○開会の宣告

○議長（遠藤幸一） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

一言申し上げます。日本各地で豪雨災害が発生し、多くの被害が出ていることに、お見舞いを申し上げます。

また、今般、北朝鮮は、国際社会の度重なる強い抗議、警告を完全に無視し、幾度となく弾道ミサイル発射を繰り返し、9月3日には核実験を強行いたしました。我が国のみならず、東アジア及び世界の平和と安全に対する重大な脅威であります。このたびの北朝鮮の行為に対しまして、厳重に抗議し、遺憾の意を表明するものであります。

これより平成29年第7回白鷹町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の説明

○議長（遠藤幸一） 議事日程は、事前に配付のとおり進めます。

それでは、議事に入ります。

○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

13番 関 千鶴子さん

14番 今野 正明君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、8月28日開催の議会運営委員会に諮問したところ、9月5日から9月14日までの10日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、会期は9月5日から9月14日までの10日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（遠藤幸一） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、樋口 浩君。

○議会事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。

1. 第49回置賜三市五町議会連絡協議会定例総会。

7月10日、米沢市で行われました。

平成28年度会務報告を了承しました。また、役員改選が行われ、会長に島軒純一米沢市議長、副会長に佐藤仁一高畠町議長が選出されました。次期総会開催地は、長井市に決定されました。

総会に引き続き、株式会社アクセスよねざわの坂川好則氏から「置賜三市五町と道の駅よねざわの連携で地方創生を」と題して講演が行われました。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 諸般の報告が終わりました。

○一般質問

○議長（遠藤幸一） 日程第4、行政報告を行います。

町長佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 皆さん、おはようございます。

それでは、私から行政報告を行わせていただきます。

平成29年度全国高等学校総合体育大会女子ソフトボール競技についてでございます。

全国各地から多くの皆様方をお迎えして「繋がる絆 魅せよう僕らの若き力」のスローガンのもと、平成29年度全国高等学校総合体育大会女子ソフトボール競技が7月30日から8月2日までの4日間にわたり、白鷹町ソフトボール場、野球場において開催されました。

期間中は天候にも恵まれ予定どおりの全試合が行われ、見事に激戦を勝ち抜き優勝の栄冠を勝ち取った岡山県代表の創志学園高等学校には、閉会式の中でその栄誉をたたえさせていただきました。

そして、準優勝は静岡県代表の飛龍高等学校、第3位は長崎県代表の九州文化学園高等学校と千葉県代表の千葉経済大学附属高等学校となったところであります。山形県代表の米沢中央高等学校の本町出身選手も活躍いたしました。

会場には、町内はもとより全国から各校の関係者を初め、多くの観客の皆さんにお越しいただき、選手、監督、役員を含めると、4日間で約1万人の入込みとなり、大会を盛り上げていただきました。

また、大会には全国高体連や日本ソフトボール協会の関係者も多数訪れ、すばらしい

大会だったとお褒めいただき、あわせて施設面については全国に誇れる質の高い球場だと高評価をいただきました。

高校生スポーツの最大の祭典にふさわしく盛況のうちに終了できましたのも、町民の皆様を初め、特に県立荒砥高等学校の生徒を初めとするボランティアの方々など、大会運営を支えていただきました関係各位の並々ならぬご理解とご協力のたまものと厚く御礼を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（遠藤幸一） 行政報告が終わりました。

○一般質問

○議長（遠藤幸一） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の質問事項等については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、米政策改革を受けての本町の農業振興策について、5番、小口尚司君。

〔5番 小口尚司 登壇〕

○5番（小口尚司） 一般質問をいたします。

米政策改革を受けての本町の農業振興策について。

来年の平成30年度から米政策の改革が行われます。今年度まで行われてきた国（政府）による主食用米の生産調整、いわゆる減反が廃止され、また米の直接支払い交付金10アール当たり7,500円も終了します。

現在までの米の生産調整にかかわる政策を振り返ると、減反、転作、生産調整と呼び名を変えながら平成16年から米政策改革大綱の具体的な施策のもとに、生産調整目標面積、減反面積の配分から生産目標数量の配分へと変更しながらも国が主体的に生産調整を行ってきました。生産目標数量の配分は、国（政府）が翌年度の数量を決め各都道府県に配分し、それを受けて市町村から水稻作付農家に配分される流れでした。

本町の場合は、県から配分された目標数量を白鷹町農業再生協議会で受けて面積に換算して各地区に配分し、各農家の作付予定を取りまとめ目標を達成してきました。平成28年度の状況を見ると、本町の生産数量、目標配分面積は、前年比8ヘクタール減の802ヘクタールでした。さらに自主的取り組み参考値、いわゆる深堀りと言われていますが、目標配分面積以上に生産数量を自主的に減らす取り組みを行い、793ヘクタールを各地区に配分し、実績として789.96ヘクタール、目標対比99.11%となり、目標を達成した状況でした。

29年度は、配分面積を自主的に減らす深堀り面積からさらに削減する深々堀りの協力依頼があり、786ヘクタールで取り組んでいる状況です。

これらにより全国的に生産数量が減少しており、平成26年産価格の下落から一転し、価格の持ち直し傾向が見られる現状です。

近年の米の需要量の推移を見ると、毎年8万トン程度減少していて、その数量分の面

積を生産調整していかないと過剰になり価格が低下していくことになるようです。

少子高齢化、人口減少に歯どめがかからない状況では、将来的にも米の需要がふえることは考えられず、米の価格を維持していくためにはどうしても生産調整が必要となります。

日本人の主食としての米の生産調整に国の関与が小さくなるのは、生産者にとって来年度からの米の作付計画を立てる上で、また経営の安定化を図る上でも非常に不安が増しています。

そこで、国による生産調整の廃止に伴って来年度からの生産数量の調整がどうなっていくのか、現在の国、県の状況を伺うとともに、本町の農業に対する影響をどのように捉えているのかお伺いします。

また、現在の本町の生産調整を支えてきたのがとも補償制度ですが、今後のとも補償制度のあり方についての考えをお伺いします。

加えて、生産調整が必要な現状において、水田に食用米以外の作物を作付し、農家所得を上げていくことが重要となってきます。今まで白鷹町農業再生協議会として推進してきた取り組みのほかに新たな取り組みの考えがあればお伺いします。

これらを踏まえ、本町農業振興に対する町長の所見をお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 小口議員の一般質問にお答えさせていただきます。

先日、農水省から8月15日現在の平成29年産米の作柄状況が発表され、置賜地域は「やや良」とのことでした。

しかしながら、盆過ぎから低温、日照不足が続いており、町内の圃場を見ると、田植えのおくれたところや中山間地域を中心に登熟がおくれているところが見受けられるようでございます。今後、何とか好天が続き、実り多い出来秋を迎えられることを期待するものであります。

さて、今般の米政策の見直しにつきましては、平成25年度に国が示した「農林水産業・地域の活力創造プラン」による、いわゆる「4つの改革」の一つに位置づけられたものでございます。

この改革の考え方といたしましては、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大などの課題が生じている中で、やる気のある農業者を育て、農業を足腰の強い産業としていくための「産業政策」と農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための「地域政策」を車の両輪として推進し、課題の解決に向けて構造改革に取り組むこととされたものでございます。

4つの改革の1つ目としては、農地中間管理機構の創設であります。各都道府県にお

いて、信頼できる農地の中間受け皿を整備することにより、担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるとともに、農地の出し手に対して機構集積協力金などの支援措置が行われているところです。

2つ目として、経営所得安定対策の見直しであります。米の直接支払い交付金や米価変動補填交付金について廃止するとともに、いわゆるナラシ・ゲタ対策については一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できるようにされたところです。

3つ目としては、水田フル活用と米政策の見直しであります。主食用米だけでなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興するとともに、地域の特色ある作物振興のための「産地交付金」が拡充されました。

また、行政による生産数量目標の配分を見直し、意欲ある農業者がみずからの経営判断で作物を選択するとともに、需要に応じた主食用米生産が行われるような環境整備を平成30年産から進めることとされたものであります。

また、4つ目としては、地域政策として「日本型直接支払い制度の創設」でございます。集落の共同管理により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されるとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しすることとされたものであります。

今般の米政策の見直しは、この「4つの改革」のうち、最後の見直し部分であります。

議員ご指摘のように、行政による米の生産数量目標の配分がなくなることによって、過剰生産による米価の下落や米の直接支払い交付金の廃止による所得減少への不安について、多くの農家の方が感じていらっしゃることは十分承知しているところでございます。

10アール当たり7,500円が交付されていた米の直接支払交付金の財源につきましては、今後、おかれていた基盤整備や新たに導入される収入保険制度の財源に充てられるのではないかと話でございますが、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

それらを踏まえて町の主食用米の生産調整についてお答えをさせていただきます。

これまで、町の主食用米の生産調整につきましては、先ほど、議員からお話があったとおり、県からの生産数量目標の配分に加えまして、「自主的取組参考値」、いわゆる「深堀り」につきまして取り組まれてきたところであります。

これらの取り組みが行われたことにより、本町のみならず、2年連続で全国的に生産調整の目標が達成され、平成27年産米、平成28年産米と2年連続して米価が上がったということでもあります。

米価につきましては、民間在庫量が約200万トンを上回ると下落し、約200万トンを下回ると上昇する傾向であり、やはり需要に応じて主食用米の生産調整をきちんと行うことが、米価の維持につながるものと考えております。

平成30年度以降の主食用米の生産に関しては、各都道府県において、今後の取り組みが検討されているところです。

これまでの報道等の情報によりますと、現時点において、生産数量目標にかわる「目安」を設定する予定なのは、東京、大阪、京都と沖縄を除く43道県であり、そのうち市町村段階までその目安を設定するのは、38道県であるとのことであります。

東北では、秋田県だけが「目安」を各市町村の判断とするということですが、本県を含む他の各県においては、市町村段階の目安を示しつつ、引き続き県全体の米の生産調整に取り組むものとしております。

本県における平成30年度以降の生産調整につきましては、8月31日に開催された山形県農業再生協議会の臨時総会で対応方針が決定されました。

今後は、山形県農業再生協議会が調整主体となり、生産数量目標にかわる「生産の目安」を算定し、各市町村の農業再生協議会に提示をするということになり、「オール山形」で稲作経営の安定化を図ることが確認されたところであります。

また、平成30年産米の市町村における「生産の目安」の算定方法につきましては、各市町村の「水田台帳面積」を基本に、有機栽培、特別栽培、GAP（ギャップ）認証などの実績や経営耕地面積のうち10ヘクタール以上の面積の総和、事前契約による販売実績数量、酒造好適米や水稻種子の契約実績などを一部加味して算定することなどが示されました。

さらに、誘導策として「生産の目安」を達成した市町村への産地交付金の当初配分での加算措置や、土地利用型関連作物の補助事業採択時のポイント設定などのほか、「つや姫」の生産者の認定及び「雪若丸」の生産者組織登録に当たっては、生産の目安に基づく米生産に協力している生産者を優先するなどのメリット措置を設けるとのことでございます。

平成31年産以降の算定につきましては、全国の需給・価格動向を踏まえ、本県産米の在庫量、相対取引価格の動向、生産販売戦略なども加味した上で、引き続き検討していくこととしており、需要と結びついた安定した生産が行われるよう複数年契約や播種米契約等の事前契約の拡大も進めていきたいという考えもあるようでございます。

具体的な市町村ごとの「生産の目安」につきましては、12月上旬ごろに決定される予定とのことでございます。

いずれにいたしましても、全国で毎年約8万トンずつ主食用米の需要量が減少しているという傾向は今後とも続く見込みであり、需要に応じた主食用米の生産を行うことが最終的に農家所得の維持・向上につながるということも確認しながら、関係機関一体となって生産調整に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、とも補償制度のあり方についてお答えいたします。

本町における米の生産調整につきましては、「白鷹とも補償事業」により取り組まれ

てきたところであります。

議員ご承知のとおり、とも補償事業につきましては、主食用米を生産する農家の方から抛出金をもって運営し、生産調整に取り組まれた農家の方にも補償金として支出し、町全体での生産数量目標の達成を行うという仕組みでございます。

今年度においては、主食用米の生産者が10アール当たり6,000円を抛出し、生産調整実施者が10アール当たり8,200円の補償金を受け取ることにより、町の実産調整の目標面積を達成していく計画となっております。

平成30年度からについては、町水田農業実践協議会内において検討組織を設け、我が町にとってどのような仕組みが最良の取り組みになるのかを検討し、最終的には町農業再生協議会で決定していく考えでございます。

米の直接支払い交付金が廃止になることによる単価の設定など、仕組みづくりにおける課題はございますが、近隣の市町とも情報交換をしながら、稲作主体の農家の方だけでなく転作主体の農家の方も交えて検討していきたいと考えております。

次に、転作作物の新たな取り組みなどについてお答えいたします。

白鷹町農業再生協議会では、「水田フル活用ビジョン」を策定し、作物ごとの取り組み方針を定めております。平成28年度までは、産地交付金の対象となる町の地域振興作物につきましては、枝豆、アスパラガス、サクランボや啓翁桜などの15品目を重点作物として指定してまいりました。

平成29年度からは、土地利用型作物の拡大に向けて、新たにキャベツ、タマネギの2品目を追加し、その生産振興に努めてきております。

新たな作物の導入につきましては、栽培等の技術面や販売面、機械化の検討などさまざまな課題もございますが、関係機関と連携を図り総合的な支援に努めてまいりたいと考えております。

さらに、試験的な取り組みとして、今年度、農業法人5法人の協力を得ながら飼料用米の栽培拡大にも取り組んでおります。また、新たな取り組みということではございませんが、本町では、地域振興作物として枝豆に力を入れているところであります。今年度におきましては、産地パワーアップ事業をベースとする山形県の園芸大規模集積団地整備支援事業にも取り組む計画であります。

それ以外の作物も含め、今後、農家の方々とも連携を密にしながら、地域振興作物の団地化など、生産量、出荷量の増加を図る取り組みに対し、継続して支援をしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、本町農業振興に対する所見を述べさせていただきます。

我が町の農業は、稲作を中心として畜産や果樹、園芸、特用作物などを組み合わせた複合経営が特徴的であると認識しております。

一方、農業従事者の高齢化や農業情勢の変化などにより、農家数、農業従事者数が減

少するとともに、農地の荒廃や後継者不足などが大きな課題となっております。

他方、町内はもとより、町外からの移住による若手就農者が誕生するなど、新規就農者は一時期に比べ増加傾向にあります。

若い人たちが夢を持って農業に取り組めるように、今後とも農業生産基盤の整備を進めながら農地の集積を図り、担い手の育成・確保や法人化への取り組みを支援してまいりたいと考えております。

米政策の転換を含めて、平成30年度は町農業の大きな転換期になるのではないかと考えております。

農業が持続的な産業として発展していくために、地域の担い手をいかに農地を集積していくか、また、担い手の方々がいかに効率的に活用していくか、そのための基盤をどのように整備していくのかなど、課題解決に向けてきめ細かく対応していく必要があると認識しているところであります。

今年度より、白鷹町農業再生協議会に新たに農業支援専門員を配置させていただきました。現在の「人・農地プラン」の話し合いをベースとして、さらに広域的なプランとなるように見直しを図りながら、農地中間管理事業の活用による担い手の農地集積を図るとともに、白鷹町の特色を生かした産地づくりを一層推進してまいります。

また、人口減少の中で、特に中山間地域などを中心に高齢化が進み、農家だけで農用地、水路、農道などを維持していくことが年々、困難となってきたということは認識しております。

地域での話し合いにより、中山間地域等直接支払い制度や多面的機能日本型直接支払い制度などの制度を有効にご活用いただき、農家以外の方とも協力していただきながら、農業農村の多面的機能の維持・確保と耕作放棄地の発生防止につなげていただければと考えているところであります。

農業は、我が町の根幹であると認識をしておりますし、今後とも関係機関のご協力を得ながら「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として課題解決とその振興につぎまして、継続して力を入れて取り組んでいく所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、小口議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） 最初に、県の再生協議会の会長は農林水産部長ですし、本町の再生協議会の会長は佐藤町長であると承知しております。

このたびの改革により、生産調整に対する政府の関与が小さくなるにしても、今まで以上に再生協議会の役割が重要になりますし、県、町、行政のかかわりはより大きくなるものと思われます。

生産調整の必要性を行政、生産者、JAが共通認識していく必要があると思いますが、

改めて生産調整での再生協議会の役割をお聞きします。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） お答えさせていただきます。

町の農業再生協議会につきましては、町、それからＪＡを中心としまして生産者の皆様方と一緒にしながら、町全体の農業振興についてのいろいろな決定をしていく大事な機関であると認識をしております。この部分が、ただいま議員からございましたように、より一層重要になってきているという認識はしているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○５番（小口尚司） 再生協議会の役割がより重要になってきているというところでは、認識は一致しているものと受けとめました。

答弁にもありましたが、県では、雪若丸やつや姫の栽培認定、登録や補助事業などでは、県独自の生産調整に協力することを要件とするとのことようです。このことから、町として生産調整を達成していくことが引き続き重要になってきます。そのためのとも補償制度については、今後、検討組織を設けて検討していくとのことですが、生産者に対して今後の方向性を早目に示していただきたいとご要望申し上げます。

次に、今までの本町の転作地での園芸作物の取り組みは、関係機関が一体となって実績を上げていることは評価できると思いますが、今後も水田を水田として活用できる主食用米以外の米の栽培も欠かせないと思われます。今年度、試験的に行っている飼料用米の取り組みを具体的にご説明ください。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） お答え申し上げます。

まず、前段のとも補償制度につきましてでございますけれども、今まで町で取り組んできているとも補償制度につきましては、非常に有効に機能してきたのではないかなと思っています。基本的には、今の枠組みを維持していくことがベストではないかという考えはあるわけでございますけれども、先ほど町長からも答弁申し上げましたように、さまざまな国の政策等の変更によって検討し直さなければならない部分も出てきているということでございます。これにつきましては、早い段階で検討組織を設けまして、その方向性を示していきたいと考えているところでございます。

それから、主食用米以外の田んぼを活用した取り組みということで、特に飼料用米などの取り組みを進めているところでございます。水田を改めて活用していく中で、畑に活用するよりも水田を水田のまま使っていくというやり方については、非常に有効な手段であるというように捉えております。これまで飼料用米の取り組みにつきましては、主に自給飼料としての活用をされている方がほとんどだったわけですが、今年度、先ほど町長、答弁申し上げましたとおり、試験的な取り組みといたしまして農業法人５法人の協力を得ながら栽培の拡大に取り組んでいくところでございます。

この飼料用米につきましては、J Aが仲介となりましてカントリーエレベーターの一括管理方式の中で、町内の養豚業者のほうに契約出荷をする予定となっております。

なお、今回は試験的な実施ということで、数量的には約27トン、面積換算で約5ヘクタール分ぐらいになるかと思いますが、その取り組みを進める予定でございます。

養豚業者からお話をお伺いしますと、250トンから300トンぐらいは受け入れが可能であると話をいただいております。これを面積に換算しますと、46ヘクタールから55ヘクタールぐらいと相当な面積になるわけですが、ここまでは可能ではないかというような話をいただいているところでございます。

ただ、それを今度、どのように保管していくかとか、集出荷をどうしていくかという課題もございますし、国の方向としては多収穫米専用品種等の取り組みについて今後、進めていくというようなお話もございますので、その辺は今後、研究していく必要があるのではないかなと思っております。

また、この飼料用米の制度そのものが、現在の経営所得安定対策による助成があることで成立しているという側面がございます。先ごろ、山辺町を視察させていただいた中では、山辺町の再生協議会で飼料用米部会などを設けて取り組みをされているような話をお伺いしました。我が町といたしましても、その辺につきましては、今後、十分検討していく必要があるのではないかなと思っております。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） 本町では酪農家が多く、以前から有機の里構想等による耕畜連携を目指してきましたが、なかなか進まないのが現状かと思います。しかし、豊富にある畜産農家の有機資源を有効に活用していくことは重要だと思います。できるところからということになると、ただいま説明ありましたように、町内養豚業者との連携の可能性も検討していく価値はあるのではないかと感じています。

ただいま課長から話ありましたが、私も先日、活性化センターの事業で山辺町におじゃまして取り組みを視察させていただきました。地域一体となった飼料用米の振興で豚肉のブランド化に平成20年度から取り組んでいました。町内で栽培している飼料用米、これ専用品種ですが、約200トンを町内の養豚業者に供給して、それを与えて生産した豚肉を独自のブランドで販売しているとのことでした。また、翌年の飼料用米生産のために養豚業者から出た堆肥を水田に還元することで、耕畜連携の地域循環型の農業も実現しているということでした。そのような取り組みがブランド化された豚肉の付加価値となり、物産販売等では町の特産品の一つとして大変好評を得ているとの説明もありました。

これらの取り組みのポイントは、ただいま答弁にもありましたが、平成20年に農業再生協議会、当時はまだ水田農業推進協議会でしたが、その中に飼料用米推進部会を立ち上げて町独自の支援を行いながら、行政、生産者、養豚業者、J A一体となって進めて

きたとのことでした。畜産振興と米の生産調整対策の両面から推進している取り組みは、再生協議会の組織を生かした理想的な形だなどと思いながら視察をしてきました。

改めて、本町の耕畜連携の方向性と農業再生協議会のかかわりをお聞きます。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答えをいたします。

ただいま山辺町の状況についてでございますけれども、私もそのような話は伺っておりますし、大変参考になるものと認識しております。

先ほど課長からも説明させていただきましたように、実はこの飼料用米の一番の大きな課題は、どうやって生産されたものを管理していくか、それをどうやって集出荷をしていくかということが大きな課題であって、それをかなり早期から取り組まれたというようなことであります。

私も、ご案内でありますとおり、ここまで至るには相当いろいろな困難な道もあったわけございまして、ようやくこの養豚というようなものが地域の方々からも、若干課題はあるにしても認められるような状況下になってきたと。決して100%ということとは申し上げませんが、そのような状況にもなっていたと。ここからがやはり改めてこの5ヘクタールほど農業法人にお願いをしているということが、ようやくスタートかなと思っているところでございます。やはりこれにはJAさんが相当お力を入れているということも、これはありがたく思っておりますし、そうしなければ前に進まないということも理解をさせていただいているところでございまして、そのようなことを深めながら、私としては、やはり畜産振興というようなことと、それから米政策というものを両輪で進めていく必要があるのかなと認識しているところでございます。

なお、耕畜連携については、課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） それでは、耕畜連携という部分についてお話をさせていただきますと思います。

議員からありましたように、我が町は、畜産が大変盛んであったということで、これまでも耕畜連携の取り組みについては、昔からの手法といたしましては稲わらと堆肥の交換ということで、秋になりますと、畜産農家が各圃場を回ってわらを集めて春先に堆肥をその圃場に戻すというようなことで取り組まれてきたところでございます。

今も経営所得安定対策の中で耕畜連携加算というものがございましてその取り組みにつきましても行われておりまして、平成28年度では約45ヘクタール分ぐらいがそういった取り組みをされていると認識をされております。

先ほど来、お話のありました飼料用米につきましては、やはり主に豚とか鳥とかには非常に有効であるということで、牛への給与については今、いろいろ研究されて少しずつ給与されているようですけれども、牛等につきましては、むしろ稲ホークロップサ

イレージなどが有効ではないかというようなお話もございます。

そういった取り組みにつきまして町でもいろいろ支援をしてきているところでございますけれども、ただいま申し上げました稲ホールクロップサイレージ、要するに実がまだ成熟しない状態で茎の部分と一緒にラッピングしまして、いわば漬け物のような形にして給餌するやり方でございますけれども、こちらにつきましても、町の地域農業活性化センターを主体としまして生産組織の取り組みなどに支援をしてきたところでございます。

今回この稲ホールクロップサイレージの生産組織と、それから刈り取りをする農作業受託組合、これが組織統合されてさらなる耕畜連携を図りたいということで、白鷹稲ホールクロップサイレージ生産組合という組織になったとお伺いをしているところでございます。

この取り組みにつきましても、現在、29ヘクタールほど作付されているということでございまして、これも大変耕畜連携の中では重要な位置づけであるなと思っております。ただ、なかなかその機械の問題でありますとか、作業体系の課題などもございまして、今以上の面積拡大していくのはなかなか難しい部分もあるというようにお聞きしておりますけれども、この取り組みが、今後とも農家の所得向上と耕畜連携の推進につながればと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） 国では米活用、畜産物等ブランド化推進事業等のメニューもあります。ただいまる説明ありましたけれども、本町に合った取り組みを再生協議会の中で前向きに検討されることをご期待申し上げたいと思います。

一方で、農家所得の安定化を図る目的で来年度から収入保険制度が始まります。収入保険制度は、生産、販売している品目の枠にとらわれず自然災害による収量減少だけではなく、価格の低下なども含めた収入を補填する仕組みです。農業者は保険料、積立金を支払って加入、任意加入となりますが、負担と補償のバランスを見ながら現在の農業共済との選択性となるようです。

収入保険に加入する場合は、青色申告を行っていることというのが条件となるようですが、現在、農業者の青色申告の状況をお聞きします。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） お答えいたします。

平成29年度町県民課税と平成28年分所得税申告状況では、農業所得のある方の人数は706人、そのうち、青色申告者は109人、白色申告者は597人でございます。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） 農業収入がある人となると、非常に範囲が広がって、どうもわかりづらいかと思いますので、例えば今現在、認定農業者数が126個人・法人、また認定

新規就農者は8人と承知しておりますが、合計134個人・法人のうち、ただいま説明ありました109人が青色申告をしているということになるかと思えます。この割合が多いのか少ないのかはわかりませんが、収入保険という一つの選択肢として加入する環境を整えるためにも、改めて青色申告の普及の必要があるかと感じています。

同時に、農業者はこの制度の中身がまだまだわからないために、自分の経営内容ではどの制度を選択したらよいかわからないという意見をよく耳にします。

そこで、共済組合でも広報紙等で掲載しているようですが、今後、制度の説明と周知をどのようにしていくのかお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） お答えいたします。

収入保険制度の概要につきましては、今、小口議員からあったとおりでございますけれども、これまで農業共済制度ということで対応してきた部分、自然災害による収量減少を対象としたものがあったわけですが、これにつきましては、価格の低下等については対象外であったということ、それから対象品目が収量を確認できるものに限られておりまして農業経営全体をカバーしていないということなどがありまして、農業経営者のセーフティネットとしてはちょっと不十分だったのではないかなという部分ございました。そういったことをカバーするために、農業経営者の収入全体を見て総合的に対応する保険制度としての収入保険制度ができるというように認識しているところでございます。

そのために最も重要なのが、そのベースとなります農業経営者ごとの収入、これが正確に把握されませんと、その収入減少分がどれぐらいであるということが把握できないということで、そのために原則といたしまして、青色申告を5年間継続して経営管理を適正に行っている農業者が対象になるというように伺っているところでございます。

ただ、一方で今まだ入っていない、今すぐに入るといの方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方に対応するために申告期間が1年の場合でも加入はできると。ただし、その補償の限度額についてはそれなりのものになるとお伺いをしているところでございます。

青色申告の取り組みにつきましては、我々が聞いているところでは、JAなり山形県酪農業協同組合なり、それぞれ生産者団体の中でいろいろ普及活動などもされているとお伺いしているところでございます。今回のこの制度への移行によりまして、青色申告への転換を図るためのさまざまな方策が必要になってくると思いますので、この辺、どうしていくかについて、我々としても一緒に検討していきたいと考えているところでございます。

なお、この制度そのものにつきましては、恐らく受け皿としては、農業共済組合が新たな組織をつくって中心になってやっていくというような話をお伺いしておりますけ

れども、まだ本当の詳しいところの部分については、我々もなかなか知り得ていない部分があると思っております。

いずれにいたしましても、この制度の活用、今後、進めていけるように我々としても一緒に進んでまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） 最終的に選択するのは農家だと思いますが、将来的に持続可能な農業経営を行う意味でも、きめ細かな対応をお願いしたいと思います。

最後になりますが、今回は米政策改革を受けて、どちらかという、稲作農家に焦点を当てて質問いたしました。改めて言うまでもなく、本町の農業農村にかかわる課題はそれだけではありません。耕作放棄地対策や農地の基盤整備、また担い手確保など、特に地域での高齢化が進む中で、比較的平場と言われる東根、蚕桑、鮎貝では若い担い手も出てきておりますが、中山間地域の担い手の確保は大きな課題の一つです。農業の担い手はイコール地域社会の担い手となってきます。農業だけにとどまらない大きなテーマになりますが、これらの課題にどのように対応していくのか、最後に町長の考えをお聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 農業の振興につきましては、今、議員からるる、今までの流れの中でお話があったとおりでございます。

先ほども私、申し上げましたけれども、農業は我が町の根幹をなす産業であるという表現をさせていただきました。産業であるという表現につきましては、2つの意味がございまして、産業政策と地域政策の両面があるということでもあります。

ただいま議員がお話ししたとおりでございまして、これは地域を守るといふようなことの意味合いも多く含まれているというところであります。そういう姿勢の中でまちづくりを進めていくには、この農地をどのように我々は常に整備をし、取り組んでいくかということが大切なものになろうと思っているところでございます。

ただ、課題として今ご指摘あった中山間のこれからの流れというものを、我々はどう構築していくかということは非常に難しい問題があると認識をしております。今後の取り組みにつきましては、「人・農地プラン」というものはある地域に限定をしながら今まで取り組んできたわけですが、それを広域的な視点の中でその地域を、今の地域を超えた中での「人・農地プラン」の策定などがこれから可能になるとは伺っておりますけれども、そういうようなものをしながら、町としての大きな視点の中で取り組んでいかなければならないと思っております。

さらには、他自治体との連携ということも、私はこれから必ず必要になってくるだろうと思います。そこまでいくには相当時間もかかることかと思っておりますけれども、その辺を踏まえながら、やはり町の根幹をなす産業としての捉え方と地域政策というような両

面から、これからも私としては、この農業政策というものを充実したものでその中では特に大切なことは信頼というようなことだろうと思います。生産調整を含めた中で信頼があるからこそ、我々は今までこの自主参考取組値などもクリアさせていただいてきたということでもありますので、積極的に我々も地域の安定というようなことと振興というようなことと両方相まって取組みをさせていただきたいと考えておりますし、常に今、議員、一番おわかりだと思いますが、農政というものが余りにも変わり過ぎるということはありません。そういったことを踏まえながらも、町民の皆さんが農業のみならず、地域として理解をいただけるような根幹をなすものというところでのまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

○議長（遠藤幸一） 以上で、小口議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

休 憩 （午前10時57分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、がんの早期発見のための検診の対策と白鷹町立病院のがん対策への取り組みについて、9番、奥山勝吉君。

〔9番 奥山勝吉 登壇〕

○9番（奥山勝吉） がんの早期発見のための検診の対策と白鷹町立病院のがん対策への取り組みについて一般質問を行います。

白鷹町では、平成6年に明るい健康都市白鷹を創造することを、町民一丸となって高らかに宣言する健康都市宣言をしています。

今や日本人の2人の1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代です。平成24年6月に国でがん対策推進基本計画が閣議決定され、がん患者を含めた国民ががんを知り、がん向き合い、がんに負けることのない社会の実現を目指して、国と地方公共団体、がん患者を含めた国民等が一体となってがん対策に取り組むとしています。

山形県でも、がん対策推進計画が策定され、県民の生命と健康を守るため、早期発見の取り組みに重点を置いているわけですが、町として総合的ながん対策についてどのように考えているのかを伺います。

がんは重篤な病気であるにもかかわらず、初期のころは自覚症状がほとんどありません。痛みや違和感、出血など気になる病状がほとんどありません。痛みや違和感、出血など気になる病状が出てくるところには、がん細胞が一定の大きさになり完治が困難になってしまいます。早期発見、早期治療とよく言われていますが、超早期発見のための施

策をどのように考えているのか伺います。

第2次白鷹町健康増進計画（元気ニコニコしらたか21）が策定され、基本方針の中に生活習慣病予防の健康づくりとあり、病気の悪化を防ぐ早期発見、早期治療の2次予防の取り組みも進めますとあります。町でも健康診査や婦人科検診、特定健康健診、人間ドック事業などを行っているわけですが、健診におけるがんの早期発見のための新たな対応が必要であり、特に若い人たちの早期発見のための施策を考えるべきですが、どのように考えているのか伺います。

白鷹町立病院で人間ドックを行っているわけですが、がんの早期発見には大事な項目がオプションになっているようです。がん検診のさらなる推進、ドックの充実などを考えていくべきと思いますが、それらの対応について伺います。

以上、4点についてよろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 奥山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

多くの方は、日常の中では、健康について特に意識することなく日々の生活を送られていることと思います。そんな日常を突然脅かすものの一つとして病気が挙げられます。そして、その中でも命にかかわる病気の代表的なものといしまして、がん、脳卒中、心臓病があり、中でもがんは我が国における死亡要因の第1位となっているのは、議員を初め、皆様、ご承知のとおりであります。

国では、がん対策の一層の充実を図るため、平成19年4月に「がん対策基本法」を施行され、この法律に基づき同年6月にがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第1期の「がん対策推進基本計画」が策定されて以降、平成24年6月の第2期計画を経て現在第3期計画について、平成29年度から平成34年度までの6年程度を一つの目安として策定中とされております。

県におきましても、国の基本計画に基づき、平成19年度に「山形県がん対策推進計画」が策定され、平成24年度には「山形県健康増進計画」、「山形県がん対策推進計画」、「山形県歯科保健計画」を一本化した「健康やまがた安心プラン」が策定されたところであり、健康長寿やまがたの実現に向かって健康づくりを総合的に推進する取り組みが行われております。

町では、町民の皆様が健康で安心して暮らすことができるまちづくりが最大の願いであるという観点から、健康に生きるために豊かな自然を保ち、名実ともに長寿社会を目指して、平成6年に「健康都市宣言」を行い、これまで自然環境の保護、健康づくりの推進及びともに支え合う長寿社会づくりに取り組んできたところであります。

そのような中で、ご質問にありました1点目の、町として総合的ながん対策の取り組みの考え方についてでございますが、白鷹町においても、がんによる死亡が全国や県と

同様に死亡要因の第1位となっており、県の保健福祉統計年報によると、平成27年のその割合は約24%を占めております。

がんは、一生のうち、2人に1人が発症すると言われており、私たちにとって非常に身近な病気であります。近年の医療技術の進歩により、がんは早期発見により克服できる疾病となりつつあるものの、いまだ疾病による死亡の最大の原因であり、高齢者のみならず、子どもや働き盛りの方など誰もが罹患するおそれがあるものであり、生命や健康を脅かす重大な疾病となっております。

そのような中で、町では、町民の皆様の健康づくり施策について定めた「第2次白鷹町健康増進計画」の基本方針の一つに、「生活習慣病予防の健康づくり」を掲げ、生活習慣病の発症と重症化の予防による健康寿命延伸のための取り組みの一つとして、がん検診の受診率・精検受診率の向上を図るため、町民の健康に対する意識の高揚につながる働きかけなどを行っております。

また、がん対策は、国、県、市町村がそれぞれの立場で連携を図りながら進めていくことが重要と認識しております。県では、平成28年12月に「山形県 誰もががんを知り、県民みんなががんの克服を目指す条例」が制定され、がん予防のための対策やがん検診の受診率向上によるがんの早期発見及び早期治療のための対策が進められているところであり、その一環として10月をがん対策の強化月間と定め、仕事や子育てなどで多忙な女性が受診しやすいように休日検診日を設けるなど、町と連携した受診率向上に向けた取り組みが実施されているところでもあります。

本町におきましては、第2次健康増進計画の中間見直し時期に当たる平成30年度にこれまでのがん対策についての分析、検証を行いながら、国の基本計画を踏まえ、がん対策充実のための方向性について探ってまいりたいと考えております。

2点目のご質問であります。早期発見のための施策といたしましては、まず前提として、一人一人が自分の健康は自分で守るという意識を持つこと、そして、その意識を高めていくことが重要であると考えております。その上で、がん検診を受診することは、がんの早期発見及び早期治療、さらには医療費の削減につながり、結果として自身の健康維持、経済的負担の軽減等につながっていくものとして理解していただくことや、早期発見のためには、日ごろの生活習慣への気配りも有効な手段であるということを広くお伝えしていくことが重要であると考えております。

町で行うがん検診は、がんによる死亡率減少を目的に公的な予防対策として実施しているものでございます。そのため、科学的な根拠に基づいて有効性が評価されており、がん検診受診のメリットを最大に、デメリットを最小限とする検診であることが必須と考えております。国においても、同様の考え方により、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」として、市町村が行うがん検診のガイドラインが策定されており、町でもこのガイドラインに基づき検診を実施しているところであります。

昨今、「超早期発見」としてさまざまな手法が注目を集めております。受診者の身体的負担が少ない、検査結果の精度が高いなど、従来の検診よりも利点が多いようですが、検査可能な医療機関が限定的であったり、リスクが判明しても診断や治療が追いつかない現状もあると聞いております。また、そういった新しい手法については、国のガイドラインにおいても推奨としての記載がない状況であります。

ガイドラインで推奨されていない検診を公的資金を投入して町の検診して実施する場合は、その有効性を住民の皆様説明をする必要がありますが、科学的根拠に基づいた有効性の評価については、国で行うしかないのが現状でございます。

また、先ごろ、1滴の血液から13種類のがんの有無を同時に診断できる検査法について、国立がん研究センターなどの研究チームが開発したとの報道がありました。がんが分泌する微小な物質を検出するもので、腫瘍マーカーを使う現在の血液検査と比べ発見率が高く、ごく初期のがんも見つけられるのが特徴というものでございます。報道によれば、今後、さらに臨床研究を進め、数年以内に国の承認を得たい考えであるということですので、当検査を公的な検査として推奨するかどうかを含め、国の動向を見ながら対応してまいります。

いずれにいたしましても、新たな手法を実施する場合は、検診を実施する医療機関を初め、精密検査を受け入れる医療体制、治療に至るまでトータルで考慮する必要があるため、県医師会からの情報提供や他自治体での実施状況を踏まえた対応を行っていく必要があると考えております。

3点目のご質問であります。若い人たちの早期発見のための施策といたしましては、がんの早期発見のためには、若いうちから生活習慣に対する健康意識を持っていただくことが重要と考えます。

がんの原因にはたばこや飲酒、食事などの日常の生活習慣が大きくかかわるものもございまして。町では、引き続き、健診結果説明会や各地区の健康づくり教室において、家族ぐるみでの生活習慣病予防に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えているところであります。

また、女性特有のがんである子宮頸がん、乳がんについては、メディアでも多く取り上げられ関心が高まっております。

町の検診でも子宮頸がん、乳がんを同時に受診できる婦人科検診を地区ごとに設けバスでの送迎も実施しているところであります。また、追加検診日を設け受診しやすい環境づくりに努めております。

さらに、国のがん検診推進事業として、子宮頸がんは20歳、乳がんは40歳といった節目年齢の方を対象に検診の無料クーポン券を交付し、がん検診の受診促進を図っており、未受診者に対しては個別に受診勧奨通知も行っているところですが、クーポン交付者の受診状況を見ますと、平成28年度におきましては、子宮頸がん検診が17.0%、乳がん検

診が24.9%といった状況であり、受診率の向上に大きく寄与しているとは言いがたい状況であると考えております。まずは町民お一人お一人に自分の健康は自分で守る意識を高めていただく必要があります、今後も広報を初め、各種媒体により継続的に周知を行い啓発していくとともに、受診しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

その他、昨年度より実施しております子どもの健康づくり健診につきましても、より早い時期から生活習慣病予防の取り組みを進めていくための有効な手段と考えております。

子どもの場合は、親の生活習慣が反映されることから、親子で一緒に生活を見直し、改善を図ることが望ましく、がん教育とあわせて教育委員会や各学校との連携を図りながら、よりよい生活習慣を身につける大切さを周知してまいります。

がん対策に関する町の取り組みなどについて説明させていただきましたが、あくまでも自分の健康は自分で守るという意識が大切であり、その意識を高めていただくため、今後も町の役割としてがん全般に対する啓発やがん教育を通して検診を受診しやすい環境づくりに努め、がんの予防及び検診受診率の向上に向けて努力をしてまいります。

4点目のご質問であります。がん検診のさらなる推進、人間ドックの充実などへの対応といたしましては、町立病院は持続可能な病院経営を目指すべく、昨年度末に「新白鷹町立病院改革プラン」を策定いたしました。プランの目的は、病院経営の改善は言うまでもありませんが、町の保健・医療・介護・福祉の連携の中心としての役割を果たすためでもあります。人間ドック事業は、その中の町民の皆様の健康を維持するための保健の部分であり、病院として積極的に取り組む部分であると考えております。

人間ドックの検査項目については、現在、標準的な検診の内容を基本項目として取り入れております。より詳しい検査については、基本料金を考慮し、オプション設定としております。

また、医療は日進月歩で進んでおり、先ほども申し上げましたが、がんを診断する画期的な方法もさまざま開発されているところであります。これらについては、有効性や検査にかかる費用等についても精査し、かつ診断後のフォローについても十分に検討した上で、町立病院として、受診される町民の方のためになる、受けてよかったと思っていただける検診になるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、奥山議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 大体大まかなところはわかりましたが、少しお聞きします。町の検診の実施をしているわけですが、受診が非常に大事であるという今の答弁の中身を踏まえますと、この過去5年間の受診状況はどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えさせていただきます。

町の健康診査といたしましては、当日検診で実施をしております検診がございます。その中で、健康診査とがん検診等を行っておりますけれども、まず全体的な健康診査の状況でございます。過去5年間ということでございますが、24年度から28年度までの平均で申し上げさせていただきますけれども、平均の受診者数といたしましては1,412人となっております。この内訳でありますけれども、19歳から39歳までの方等につきましては111人、40歳から74歳で国民健康保険に加入されている方等については707人、75歳以上の方については594人という状況になっております。

また、町で受診の目標値を設定しております項目がございます、こちらにつきましては40歳から74歳の方の国保加入者が対象となりますけれども、特定健康診査ということで区分けをいたしまして、受診率の目標を設定しているところでございます。こちらにつきましては28年度の数字でお話をさせていただきますが、対象者といたしましては2,503人いらっしゃる中で、受診者数は1,487人ということでございまして、受診率は59.4%となっております。こちらは町の特定健康診査等実施計画で目標値を設定しております、28年度の目標値といたしましては58%というようなことで設定しております、この検診の受診率というところでは目標値をクリアしているものと思っております。

また、がん検診の受診状況でございますけれども、こちらにつきましてはそれぞれのがんの項目ごとで説明をさせていただきますけれども、肺がん検診につきましては、過去5年間では受診者数が2,137人、そのうち、要精検者と言われる方が32人、受診者数の約22%というようなことでございますが、この結果で精検を受けられた方が約7割となっております、5年間での肺がんの発見者というものは0.4人ということで、1年間で1人いかないという状況でございます。

また、胃がん検診につきましては、受診者が1,931人、そのうち、要精検の判定を受けた方が275人で、精検を受診された方が約77%ということで、過去5年間ではがんの発見者といたしましては3.8人という状況でございます。

大腸がん検診につきましては、受診者が2,437人、要精検者は142人、このうち精検を受けられた方は約76%、そして、5年間で1.2人の方ががん発見者というようなことになっております。

また、子宮頸がんにつきましては、受診者が981人、要精検者が10人、精検受診率といたしましては約69%、5年間の平均の発見者数は0.8人という状況でございます。

また、乳がん検診につきましては、受診者数は789人、要精検者は38人、この方の精検の受診率は約81%で、5年間平均のがんの発見者は1人という状況になっております。

前立腺がんにつきましては、受診者が1,065人、要精検者は79人、精検の受診率は44%、5年間平均でのがんの発見者は3.4人ということになっておりまして、がん検診につきましても、健康増進計画の中で受診率、そして、精検受診率ともに目標値を設定しております、精検の受診率については100%という目標で取り組んでいるところで

ございますが、私、今説明させていただいたような状況でございまして、年度によって精検の受診率にはばらつきがあるような状況でございます。特に女性特有の病気、乳がん、子宮頸がんですけれども、こちらにつきましては精検の受診率は70%台であったものが、近年は90%台といったことで推移をしているというようなことで把握をしております。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 平均しますと、がん罹患した方が少ないようですが、特に乳がん検診における要精検の38人という中での年齢構成というのはわかるのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをいたします。

要精検者数での年齢構成については、資料を持ち合わせておりませんが、がん検診の受診者ということでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

乳がん検診ですけれども、平成28年度の乳がん検診を受けられた方が842人いらっしゃいますけれども、この中で40歳未満の方は10人、40歳から49歳までの方が132人、50歳から59歳までの方が167人、60歳から64歳までの方が354人で、70歳以上の方が179人ということになっておりまして、60歳以上の方が受診をされた割合としては多いような状況になっておるところでございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） このデータをお聞きしますと、国保に特に入っている方の数字かなと思うのですが、各検診事業においては、協会けんぽ、共済組合、国保というような部分があるわけで、これ全体を把握した罹患状況、町の罹患状況をデータとして把握しながら、町全体のこのがんの状況についての把握をしないといけないと思うのですが、その辺はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えいたします。

町民の方の健康データということでは、今、議員がおっしゃられたように、全体の把握というふうなものが必要であるかと思っておりますけれども、現在の状況では、健康診断におけるそれぞれの役割分担であります、いわゆるお仕事をしている方、事業所等に勤務をされている方の健康診断につきましては、労働安全衛生法に基づきまして各事業者が実施主体ということで義務づけをされております。

一方、がん検診の実施ということになりますと、市町村で健康増進法に基づきまして健康増進事業として実施するということになっておりまして、事業所の検診は任意という状況になっております。そのような中で、どれだけの方が事業所ごとにがん検診の項目がどれぐらいあってそちらで受けられているかということもありまして、町で実施をしておりますがん検診を受診いただいた方につきましては数値として把握をできており

ますが、健康保険者ごとに行っているがん検診の受診者数は、現在のこの検診の枠組み、そして、集計のやり方上は把握できないということになっております。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 国もそれが問題だというようなことで、平成30年度からるる情報提供するようなお話もあるようですが、それでは、協会けんぽと市町村の間での健康づくりを目的とした包括的な協定締結の推進ということをやっているわけですが、町としては、この協定の締結というのは行っているのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをいたします。

協会けんぽで包括的な協定の締結というようなことで取り組みをされているようでございますけれども、町がその協会けんぽとの協定を今現在は締結をしているような状況ではございません。山形県内で協定を締結されている自治体というようなことで申し上げますと、山形県と、あとは米沢市と山形市と酒田市の団体であったかと思われまます。協会けんぽからは、加入されている方の被扶養者の方の検診などについての協力依頼というようなことでいただいております、そちらの対応はさせていただいておりますが、直接的な提携ということでは進んでいない状況でございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 山形市とか大きな市だけのようですけれども、そこら辺も前向きな検討をお願いしたいと思います。

それでは、国保における医療費の割合の中でのがんの割合はどのようになっているのか。

また、がんにおける高額医療費についてどのような状況なのかをお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） お答えをいたします。

国民健康保険制度の中での医療費の状況でございますが、入院、入院外等の医療費の推移についてお答えをさせていただきます。

平成28年度の決算状況では、入院にかかわる費用が5億9,000万円ほど、それから入院外が3億6,000万円、それから調剤については2億9,000万円ほどの費用がかかっております。これを疾病別に状況を見ますと、白鷹町では、精神とがんに係る医療費でほぼ半数を占めております。精神については25.4%、それからがんについては25%ほどとなっております。この数字については、県全体と比較しましても高い割合となっております。特にがんについては、県全体では24.7%、本町では25.0%となっている状況でございます。

この状況について入院と外来について比較をしてみますと、入院については、精神及び行動の障がいにおける医療費が21.5%、続いて、新生物、悪性の新生物ということで

がんの部分で20.6%となっている状況でございます。

外来については、循環器系疾患ですとか、内分泌、栄養及び代謝疾患、いわゆる心疾患、腎不全、高血圧、糖尿病、C型肝炎などの状況に続いて、3番目として新生物によるものが9.2%の医療費を占めているというようなことでございます。

高額医療費につきましては、28年度決算で1億5,500万円ほどであります、ここ三、四年伸びている状況にあります。

高額療養費におけるがんの割合ということでございますが、高額療養費における疾病割合をなかなか算出することが容易ではありませんでしたので、高額医療費共同事業交付金の交付申請書によりまして割合を算出いたします。その結果であります、おおむね28年度における結果については、がんの割合は18%となったところでございます。高額療養費が1億5,500万円ほどありますので、18%に換算いたしますと、2,800万円ほどのがんに対する高額療養費というような割合を占めているということでございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 高額医療の方、18%、約20%というようにお話ですが、このがんは早期発見すれば、非常に医療費が少なくて済むということを踏まえた場合に、がんの早期発見の推進における国保への影響はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） がんの早期発見による国保への影響ということでございますが、先ほどお話ししましたように、医療費におけるがんの割合については、28年度では25%を示しておりまして、県全体の平均より高くなっているというようなことでございまして、年度推移を見ましても、がんにおける医療費の割合は年々、高くなっている状況にございます。26年度では22.4%でありましたので3%ほど高くなっているという状況でございます。

また、町における医療費の年度推移におきましては、外来に係る医療費はほぼ横ばいであるのに対しまして、入院における医療費が年々、伸びております。また、1人当たりの医療費におきましても、年々伸びている状況にございます。がん、それから心疾患等、高度な医療を要する疾病に係る費用のみが、当町の被保険者の医療費の伸びの一因であると考えているところでございますが、これらのことから、がんの早期発見に伴う治療費に係る費用の軽減が、当町の国保における医療費の軽減につながるものであると考えるものでございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） はい、わかりました。早期発見が大事だということは、数字の上からもわかったようなことでありますが、特に人間ドックをやっているわけですが、これは町主体の人間ドックということで病院主体の人間ドックではないのかなと思っているのですが、その中でオプション内容、これ喀痰細胞診、マンモグラフィー、胸部CTと

というようなものがオプションになっており、これ非常にがんを発見するのに大事な項目がオプションになっているようなのですが、例えばオプションでなく標準対応にするとか、料金の補助なども考えるべきではないのかなと思うのですが、そこら辺はどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） お答え申し上げます。

当院の人間ドックにつきましては、人間ドック学会が示す基準項目、また国のがん検診におけるガイドラインなどに基づいて当初から項目を決定し、実施している状況でございます。

現在は議員おっしゃいましたように、喀痰細胞診検査、胸部ＣＴ検査、あと乳がん検診であるマンモグラフィー検査などがオプションとなっております。そのがん検診にかかわる検査なのですが、喀痰細胞診は金額をオプション金額として2,000円で実施しておりまして、28年度の受診者のうち、2.3%、29名の方が受けていらっしゃいます。胸部ＣＴにつきましては料金5,000円ということで、受診者は42名、約3.3%の方が受けられました。乳がん検診のマンモグラフィー検査は、これは2,500円で受けることが可能でございまして、またクーポン券の併用もできまして年齢が該当する方については無料で受けることが可能です。女性受診者の方の毎年、58%、301名ほどが受けていらっしゃる状況です。

オプション項目のうち、検査によりましては、例を挙げますと、喀痰の細胞診検査などは痰を用いる検査ですので痰が出ないと検査が不可能でございます。また、胸部ＣＴ検査につきましては撮影に時間がかかること、また、通常診療、外来診療や入院患者様への対応もあるものですから全ての方に実施するというのは、今現在、困難な状況でございます。

それから、女性の方が対象のマンモグラフィー検査につきましては、厚生労働省や国立がん研究センターの見解において、被曝の部分もあって2年に1回とすることが適切であるということからオプションとしてございます。受診状況は先ほど申し上げたとおりでございまして、女性の受診者の半数以上受けておられ、毎年、受ける方の中には多くいらっしゃいます。ただ、撮影技師は先ほども申し上げましたが、通常診療に係る検査も兼ねてございまして、体制的に全員となりますと、通常の診療に支障が出るのが予想されます。

以上のことから、オプションの部分の標準項目にするのはなかなか困難でございまして、けれども、町民の皆様によりがんの検査を受けていただくための工夫といたしまして、例えば人間ドックとは別に、健康診断は企業とか会社で受けているけれども、肺がんが特に心配だという方についての日程や時間帯を工夫した胸部ＣＴのみの検診を実施するなど、受診しやすい検診をつくっていくことも重要であると考えているところでござい

ます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） わかりました。国のガイドラインを見ますと、どうしても40歳以上、子宮頸がんは20歳以上なのですが、これは「山形新聞」にも載っていましたが、最上町の方でしたか、34歳で末期がんで亡くなられたと。勤務先の検診のオプションが、がん検診は35歳からだったので受けなかったということで亡くなられたという記事があったわけですが、ガイドラインはガイドラインとして若い人の、特に女性の場合、若い方、死亡率を見ますと、非常に男性よりも死亡率が高いというデータがあるわけです。そこら辺を踏まえますと、若い人にも、特に乳がん検診は受けられるような環境をつくるべきと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えいたします。

議員おっしゃられるように、乳がんにつきましては、最近、若い方の罹患も多くなっているというようなことで、ガイドラインでも罹患率の上昇傾向について触れておりまして、その上昇傾向があることを踏まえて、自己触診の重要性及び異常がある場合の専門医療機関への早期受診に関する指導を行うことということで記述がございます。

今現在、町としては、ガイドラインに沿った形で40歳以上ということでやっているわけなのですが、これは幅広い年代の方に対し漏れなくがん検診を提供できればいいというように考えますけれども、やはり限られた財源の中で検診を提供するためには、特定のリスクのある年代に検診を提供してその年代のリスクを減らしていくという考え方で今現在、そのガイドラインに沿った年齢設定をさせていただいているところでございます。

当然、対象年齢未満の方で実際にがんにかかっていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その部分につきましては、やはり少しでも異常を感じたならば、迷わずに医療機関を受診していただくなどの、行動を起こしていただけるようながんに関する知識の普及啓発に努めることが、まず大事なかなと思っております。

また、近隣市町では年齢の引き下げを行っているところもあると伺っておりますけれども、先ほどお話しさせていただいたように、クーポンをおあげしてもなかなか受診率が上がらない現状などもございますので、まずは受診率向上というものを第一に取り組んでいくべきかと考えております。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 今、クーポンを配ってもなかなか進んでいかないと、数字が上がってこないという答弁ですが、そこら辺をどのように分析した結果というか、原因は何なのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） 子宮がん検診及び乳がん検診については、クーポンを交付して行っているというようなことでございますが、町長の答弁にもありましたが、クーポン受診率がなかなか低い状況であると。この年代に関しましては、当然、クーポンをお渡ししたときに1回目の受診勧奨といいますか、受診をしてくださいということでお知らせがなって、その後、皆さん、受診いただくということでございますけれども、ある一定期間を過ぎたときには再度の受診勧奨ということで未受診者の方に勧奨のお願い文と、あとはどのような理由で受診をなさらないのかということでのアンケートを添付をしてお送りしている状況でございます。ただ、アンケートについても、なかなか回収がならない、回収率自体が低く、どのような原因で受診なさらないのかというところの把握自体もなかなか難しいという中でございまして、その少ない中でも理由といたしましては、受診日や受診できる期間、医療機関が限られていること、または個人で個別に受けられているというようなことなどの理由があったということでございます。

また、節目の年齢に加えて、このクーポンをおあげしている方については、過去5年間、町の検診を受けていらっしゃらない方についてもクーポンをお送りしているという状況もあるものですから、そのような方は、やはりそもそも受診をされる気がないということもあるのかなと考えております。やはり若い人ほど受診率が低いというようなことからすれば、受診日の設定なども検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 受診日の変更の考え、これは大変ありがたいことかなと思ったところであります。

特にこの質問の中で一番私が問題にしているのは、若い女性の方ががんで亡くなるということが非常に問題かなと。皆さん、ご存じのとおり、小林麻央さんも乳がんで小さい子どもを残して亡くなられたと。非常に乳がんでの死亡率が高いということを踏まえますと、今、高濃度乳房という体質の人、日本人は特に多いということで、診断画像がマンモだけでは落ちると、エコー検診も併用するべきというような話もあるようですが、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 受診率が非常に低いということでございます。この件についてはいろいろな要因はあろうかと思いますが、どうしても若いうちは、自分は健康な体であって、なかなか病気というものに向き合うという機会が非常に少ないというようなこと。もちろん、仕事あるいは家庭ということの課題もあろうと思いますけれども、そのようなことでなかなか受診率が上がらないと。たまたま別の検診を受けたときに初めてその異常に気がつかれる。その辺はまだ早期発見という可能性が非常に高いわけですが、残念ながら、自分で異常に気がついたときは相当進んでいるというようなケースが非常に

多いということです。もちろん、女性、男性問わず、男性もいろんながんがありましてお若くしてお亡くなりになられる方もいらっしゃるということでありまして、この辺については非常に残念ではございますけれども、何度も申し上げてまいりましたけれども、自分の健康は自分で守るという姿勢があって、初めて我々がいろいろなステージを準備をさせていただき、それと相まって自分の健康はきちんと自分で管理をしていくのだということがあって、初めてこれは両立するものではないのかなと思います。

残念ながら、やはり子宮頸がんとか乳がんの検診が、クーポンをお渡ししても余りにもそのような状況であるということを考えてときに、これから我々としては、町民の皆さんにどういったらご理解をいただけるのかということに重点を置きながら取り組んでいく必要があるのかなと思っているところでございます。

後半の件については、担当の課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） 高濃度乳房というのは、乳房内の乳腺の密度が高い状態ということで、日本人女性に多い体質でございまして、マンモグラフィーによっては腫瘍の判別がつきにくいという問題がございます。そこで、エコー検査の併用も必要ではないかということも唱えられてございます。ただ、現状といたしましては、乳がん検診の学会での最終的な結論はまだ出ていないようであります。

現在、当病院では、乳がん検診で乳がんが疑われた方の精密検査として再度、マンモグラフィーとエコー検査を行ってございます。

エコー検査については、超音波診断装置を使うわけでございますが、当院には数が限られておりまして、心臓のエコーとか腹部のエコーにも使用している状況です。そのため、予約があらかじめ必要な状況でございます。

また、国立がん研究センターの見解によりますと、エコー検査による乳がん検診の有効性については、まだ正確なデータが十分に得られていないという状況でございまして、今後の検討課題であるとされております。

その乳がんの診断に特化したエコーの機械とかの開発や診断技術の標準化、それぞれ腹部なり、心臓なりの技術が違うものですから、診断技術の標準化などが国とか学会から示されて、またその判断の技術も標準化されてから取り入れることを考慮すべきかと考えてございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） ここで参考資料の配付の許可をお願いしたいんですけれども。

○議長（遠藤幸一） 許可をいたします。

○9番（奥山勝吉） 写真なのですが、これががん検診の中で大腸がん検診は、便潜血検査が陰性であったという判断があっても内視鏡で見た場合にそれが見つかったと。腫瘍マーカーにおいても、基準値範囲内にあったにもかかわらず、内視鏡カメラを見たらあつ

たという状況が多々あったようです。そこら辺を踏まえた場合に、当然、医師の問題、看護師の問題、いろんな問題があって全てを内視鏡ができるわけではないと思いますが、そこら辺、内視鏡検査に対するこれからの考え方、特にさっきのデータを見ますと、胃がんと大腸がんが非常に多いと。国保の説明でもあったようですが、そこら辺を踏まえますと、内視鏡が大事であるということがわかると思うのですが、これから将来の考え方をお伺いいたします。

○議長（遠藤幸一） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） お答え申し上げます。

大腸がん検診でございますが、現在、町立病院の人間ドックでは、便の潜血検査で行っております。その結果、大腸がんが疑われた方の精密検査として大腸内視鏡検査を行っております。確かに大腸がんの早期発見には、大腸の内視鏡をすることが有効でございます。大きな病院の人間ドックなどでは標準項目で内視鏡をしている医療機関もあるようでございます。ただ、小型化されているとはいってしましても、腸の中にカメラを入れるわけですから医師の熟練した技術も必要になります。現在、近隣の医療機関では、大腸内視鏡を実施している医療機関が本当に限られてございまして、当院においては、検査予約が非常に立て込んでいる状況でございます。1人当たりの検査時間が非常にかかることもございますが、また担当医が、議員おっしゃいますように、胃カメラや腹部のエコー検査なども兼ねて行うものですから、1日に多くて4名が限度でございます。ほとんど全て精密検査の患者さんでございます。また、検査には事前に腸を空っぽにする必要がございましてその前処置にかなり体に負担がかかることもあります。

以上のことから、非常に有効でございまして、希望者の方にはドックの項目として入りたいのは、本当に病院としてやまやまでございますけれども、やっぱり現状としては、医師の体制や検査の時間の問題、あとは町民の方全員に対する人間ドックでございますので、受ける方の年齢等も考慮しますと、体の負担の問題などもございますので、なかなか取り入れるには難しい課題が多くあると考えてございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 当然、いろんな課題があると思いますが、前向きな検討をお願いしたいと思います。

この胃がんについては、ピロリ菌について、ガイドラインではまだ、国は認めて保険も適用になったようですが、白鷹町立病院では、ピロリ菌の感染検査、除菌についてはどのような状況でしょうか。

○議長（遠藤幸一） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） お答え申し上げます。

ピロリ菌検査については、現在は胃がん検診で精密検査が必要になった方とか、自覚症状があつて胃カメラ検査を受ける方についての、胃カメラ検査のときに付加検査とし

て保険診療で行ってございます。医師が必要と認めた場合のみ行っている状況です。検査で菌が陽性だった場合は、抗生物質を投与して除菌しているという状況のようでございます。

また、ピロリ菌検査は血液でも検査が可能なわけですが、その検査は胃がんを引き起こす原因の一つであるピロリ菌を調べるためのものでもございまして、胃がん検診にかわるものではないとのことでございます。

ただ、ピロリ菌が存在することで胃がんになりやすい方、胃がんリスク検診として行っている医療機関や自治体などもあるようですので、当院におきましても、近隣の状況を調べたり、また検査費用やその後、どのように外来診療に結びつけていくか、そのフォローについても十分考慮して取り入れたいとは考えてございます。近隣では公立置賜総合病院や済生館などで検診項目にオプションとして入れている医療機関があるようです。料金はその病院のちょっとホームページを見せていただいたのですけれども、800円程度と余り料金的にはかからないようなのですけれども、今後、考慮していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 時間もないようですけれども、私の参考資料の中の上の部分については、早期発見のためのパンフレットということで、町長がおっしゃるとおり、自分の健康は自分で守れということの中で、そういう病状が出た場合にがんを見つけるのではなくて、がんでないという確約をとるためのパンフレットというような啓蒙のあり方でこのようなものもつくって、いろいろと自分の健康は自分で守れというような教育も必要かなと思って参考資料としてつけたのであります。平成23年度の母子手帳交付時の調査の中で、白鷹町においては妊娠前の母親の喫煙率が24.8%という状況のようです。これを踏まえますと、がん予防の子どもたちへの重点教育ということ、これが非常に大事ではないかなと。妊娠する前の母親が喫煙するということ自体、子どものときから喫煙の問題、健康に対する影響などを教育の場で教えるべきではないかと思うのですが、そこら辺、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） がん教育についてお答えさせていただきますが、学校における健康教育につきましては、子どものころからよりよい生活習慣を身につけてリズムを整えていくことが、成長するための土台だということで捉えております。

学校教育におきましても、体力づくりと同様に日ごろの生活を見つめ直し、健康づくりを考えていく取り組みが重要だと考えております。

その中でがん教育につきましては、平成33年度から学習指導要領の中で、中学校の保健分野でがんについても取り扱うものとする明記されました。現在、県では平成28年度より国のがん教育総合支援事業というものを実施しておりまして、モデル校を指定し

て教職員の研修、それから県立病院の医師派遣による講話、あと家族宛てにメッセージカードを送るといった事業を行ってございます。今年度は、高校２校、中学校２校で取り組んでいるということで、県としては、将来的には全県的に広めていきたいと考えておるようであります。

こういったところを参考に、町としても具体的ながん教育に対しては検討してまいりたいと考えております。なお、現在、町教育委員会としては、公益財団法人がん研究振興財団が作成しておりますがん教育用のパンフレット、これを中学校２年生に学校を通じて配布しておりますので、これらを活用した意識啓発ということにも努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（遠藤幸一） 持ち時間が経過したところでありますので、よろしいですか。

以上で奥山議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後１時１５分といたします。

休 憩 （午後０時１２分）

再 開 （午後１時１５分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、防災の視点は、１０番、石川重二君。

〔１０番 石川重二 登壇〕

○１０番（石川重二） これから、防災の視点についてということで一般質問を行います。

豪雨災害などでがけ崩れ、河川荒廃からその修復工事が行われています。町内の工事について町当局の見解をお尋ねしたいと思います。

見られるのは、上流部の山腹崩壊等で被害が起きた河川です。その場所、現場を水路の両側面、川底などをコンクリート等で修復工事をしております。ところが、そうした工事に当たり、その原状回復だけで終わってしまうことが多くあるわけでございます。

水路改修の考え方について伺います。

上流部が幅広くコンクリートなどで整備された河川ですから、一度、大雨が降れば一気に流れ下る水流が、下流部の狭い曲がりくねった水路を一気に破壊し、真っすぐに居住地まで土砂と洪水を流してしまうおそれが各地にあります。こういった上流部の整備に当たっては、その下流域の未整備のままになっている工事の結果で、幾つかの地区で洪水や水路が畑地や居住地区にまであふれ、大きな被害があったようです。

鷹山地区でも起きております。鮎貝、赤坂、新町地区の洪水も同じようなケースだと思われます。県道を横断するケースや土地改良区などがかわることはあるようですが、いずれにしても、上流部が整備された水路でその下が狭ければ、居住地にあふれた洪水が被害を生み出すのではないのでしょうか。

こういった状況に町はどう対処されるのですか、お答えください。

このたび、赤坂地区の方と一緒に源八沢の県道横断の水路2カ所から上流部の森合まで川の中を歩いて調査を行ってみました。水量も結構多く、水路沿いの林の木が左右から倒れたり、水路に詰まっているところもあるなど状況は荒れており、歩くのも大変でした。

各地区の水路の管理のあり方について当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 石川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

平成25年、26年と2年連続での豪雨災害は、50年前に発生した羽越水害とは被害の様相が異なり、これまで我が町では経験したことのない山麓を中心とした被害が発生したものでありました。特に平成25年は、山腹崩壊を初め、荒廃した里山が原因となり、水路や河川に土砂や流木、放置された木材等が土石流となって流れ込み、橋脚や暗渠の箇所をせきとめ被害をさらに大きくしたという状況でありました。

この災害を教訓に、里山、そして、森林保全の大切さを改めて痛感し、現在、森林の活用や再生林の促進など、白鷹森林・林業再生プロジェクトに取り組んでいるところであります。

初めに、水路改修の考え方についてお答えをいたします。

町が水路を改修する場合の水路の規模については、原則としてどの程度の流量があるのかを、流域集水面積や水の流れる速さ（流速）などから計算して決定することになります。

他方、災害復旧では、原則、現状に合わせ災害箇所のみ原形に復旧する対応となるものであります。

また、水路を利用している受益者の方などがみずから整備する場合は、必ずしも流量計算をしたり、前後の水路の規模と整合性をとったりすることなく、現況に合わせて整備している事例もあると認識しております。

これらの結果、上流部の災害復旧箇所及び受益者等がみずから整備した水路が広く、町が流量計算に基づき規模決定し、下流部に設置した水路等が狭いということもあり得るという現状をご認識いただければと思います。その場合であっても、適切に流量計算を行い整備しているということをご理解をお願いしたいということでもあります。

ただし、現実的には、流量計算し、規模決定した水路であっても、先般の豪雨災害のように想定以上の降雨があったり、流木等による水路詰まりが生じた場合など、限定的な条件によっては水路が水のみ切れず、あふれ出す事態が発生することが想定されるものと認識しております。これらについては、対応策として水路の受益者等の方々のご協力をいただきながら、支障物の撤去に努めるとともに、町としてもできる限りの対応

に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、各地区の水路の管理のあり方についてお答えをいたします。

ご質問にあります水路とは、1級河川や2級河川、準用河川など河川法に基づく河川以外のもので、普通河川や法定外公共物と呼ばれるものであります。なお、法定外公共物につきましては、昔の官地の導水路のことで、作業道や水路、字切図の色から赤道、青道などとも呼ばれていたものであります。

水路としての機能管理につきましては、以前から市町村の固有事務として運用されており、状況に応じて災害復旧等の対応を行ってきたところであります。

一方、維持管理につきましては、地域に密着した形で地域住民の公共の用に供していることから、以前から地域の方々や受益者の方々などで管理いただいていた経過がございます。

平成12年の国の地方分権推進計画によって国有財産特別措置法が改正され、それに伴い、国有財産である法定外公共物を町に譲与もされ、水路等の財産管理も町が行うことになりましたが、維持管理については、これまで同様、受益者等の方々をお願いしたいと考えているところであります。

議員のご質問にありました源八沢の維持管理についても、これまで同様に、水路の受益者である関係者の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

なお、少子高齢化により人口減少が進む中で、水路の受益者である農家の方や一般の方々の数の減少、高齢化し、水路の維持管理が難しくなってくるという状況も出てきていることは十分承知しておりますので、今後の水路の維持管理のあり方については、関係者のご協力をいただきながらも、町としてどう対応できるか、皆さんと協議しながら検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、私からの石川議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） ただいまの中で流量、いわゆる水路、河川の流量については、特定のデータを集めるわけですが、現在使われているデータは、何年から何年ごろまでの大体何年分ぐらいの中から平均をとるか、最高がどのぐらいということを出していると思うのですが、それを教えてください。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） お答えを申し上げます。

流量を出すときのデータが何年の部分を使っているかということでもありますけれども、私ども、水路の断面のご決定をするという場合には、やはりその水路にどのくらいの水が集まってくるかという部分を計算をして大きさを決定するというようなことになるわけですが、その中で想定降雨量といったものを出してそれをもとに計算をしていくことにもなるわけですが、その降雨量については、各種の設計の基準がございま

て、この基準というものも建設なり、農林等の部分で取り扱いが若干違うというようなことになってございますけれども、その中で何年確率による降雨量かといったようなものを採用しながらそれで計算をしていくと。何年確率による降雨量といった部分のその何年という部分ですけれども、例えば5年、7年、10年というようなところが大体主に採用されているものと聞いておりますけれども、そういった中で、例えば10年に1回の確率というようなことでどのぐらい降るかといったところを使って計算をしていると。

特に大きな砂防関係とか、そういったものについては、やはり50年とかということで計算をしているとも聞いておりますが、そういったことでの何年確率かとの計算をしているところではございまして、その何年確率かといったものについては、現在からさかのぼって何年間の中でどのような降雨があったかというようなことなどから、国でマップ等のようなものに示してございまして、それらを採用して複雑な計算をしながら、その流量を計算しているという状況でございます。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） ただいま、5年、7年、10年とか、それほど大きな河川であれば、50年も基準にしてということですが、今回問題にしたいのは、平成25年、26年ごろですか、集中豪雨が合ったわけですが、その後の修理に関しては、そういう集中豪雨等が来ることも想定して現在は工事に当たっているかどうか、お答えください。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） お答えをいたします。

平成25年、26年ということで、本当に想定外の降雨による被害があったということでもありますけれども、それも先ほど申し上げた何年間の確率という中には一応入った形での数値というのは出ているかと思っておりますけれども、それによって飛躍的に例えば降雨量がふえたかと言われると、そうではないのではないかと考えております。やはりあくまで想定外の雨量という部分でございますので、例えばそういったものに対応するために全ての水路なりを大きくしていくということも、予防的にはよろしいかと思っておりますが、現実的にはなかなか難しい部分があるのかなと考えているところでございます。

なお、今後につきましても、やはり基本的な考え方としては、今ある設計基準なりで示されている計算の方法、それに基づきながら、補助事業等々の関係もございまして、そこにもきちっと説明できるような形で計算をした結果としての水路整備等を行っていく必要があるのかなと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 特に今回問題にしたいのは、想定外ということなのですが、今日本全体、あちらでもこちらでも想定外の豪雨に襲われております。気象庁での海水温度の上昇によって想定外の、1度、1.5度と上がってきたことによる蒸発する水の量がふえてそれが大陸のほうに押し上げて、そして、そこからこのような水害が、広島もそ

うだったし、その後の茨城もそうだったし、いろんなところでとてつもない水害を起こしております。今回の台風でもあちらこちらでかなりの水害が起きておりますが、どうも今、我々が今までやってきた、いわゆる降水量とそれから部分的に大量に降ってしまう今の気象状況の変化が、こういう事故を多くしてきているのだと思います。

そういう中で、そういう補修に当たっては、それらをも想定してぜひやっていくべきではないかと思うわけですが、また、昔の山の川、水路は、沢に应じてくねくねと流れていまして、その山も下刈りが十分されて根っこまで太陽光線が当たるような里山が当たり前にあったわけです。ところが、今はやぶになって下刈り一つなく、杉の木も20本、30本がツタに絡まって何本あるかわからない、根っこにも全然太陽光線が当たらないとなると、いわゆる土手に、山腹に張りつく根張りがなくなって、そして、山が崩れやすい現状がつくられてきた結果だと思います。

町長のお答えにもありましたけれども、昔はそのような状態でやってきましたが、今はそういった状態を考えると、もうちょっと別な視点でやっていかないと、どうしてもこういうものはとめようのない、想定外、想定外と言っていられない問題を起こすのではないかとされるのですが、そうじゃないでしょうかね。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、議員からはメカニズムについていろいろお話しいただきましたけれども、メカニズムについては、私は専門家でございませんでよくわからないところ、ありますけれども、ただ、一言言われているのは、地球温暖化が影響しているのではないのかということは、マスコミ等々の報道で承知はさせていただいております。ただ、これが結論であるというようなことは、私もそれはまだわからないことがあるということでもあります。

想定外ということにつきましては、やはり予想をはるかに超えるから想定外というようなものであろうと。想定外を予想してやるということになりますと、想定外という言葉はなくなるわけでございます。それを考えますと、私は、やはり統一した考え方の中で、それぞれ手法は変わってきます、計算の手法も変わってきますし、流域面積等々についての計算の方法も、これは当然違ってくると思います。この辺については、専門的な知識をお持ちの方にいろいろなサジェスションをしていただきながら、そして、この側溝を整備するときの断面の計算に使わせていただきたいと思っているところでございます。当初から想定外を予想してということには、到底今の町の財源等を含めても、それは無理だろうと思います。ただし、そういう状態が起きた場合には、直ちに災害の復旧に臨みたいというようなことには、変わりございませんので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

また、材木につきましては、太陽光が当たらないということは、私もそれはそうだろうと思いますが、これについては、やはり需給、需要と供給のバランスというものが絶

対に必要なようになってくるだろうと。これは必要性がないし、価値が非常に低いということでそのまま放置されたものというようなことであります。私は、やはりまずは使ってみると。そしてさらに、植えると、緑の循環システムをうまく回すことによって、私はそういう心配も少しずつは解消できるのではないかなと思っているところでございます。そのようなことを思いながら、これからもぜひ需要と供給というようなことでできるだけ使っていただけるようにしていきたいと。

それから、議員から別視点というお話がございましたけれども、別視点という視点、私、理解できなかったものですから、なお、お教えいただければありがたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 想定外、想定外が何度も起きているのが、今、日本列島のあちこちの被害地でございますが、まずそれはさておいても、上で工事した水路が曲がりくねったところを1本の両側を切り固めて川床に針金でくくったかご石ですか、あんなのできちんとして、流水の走る力が前よりも数段速くなり下流域の自然の水路がのみ切れずに皆壊れて住宅の近く、畑、その他を壊してしまう例が非常に多いようです。そういったとき、いわゆる上の崩れたところだけ直せばいいだけでなく、そうすれば、下が必ず居住地域まで被害を及ぼすような現状を見たら、そういうことにも下流にそれなりの警告を発し、そういうようなときにどうしたらいいのか住民と話をしながら工事をしていかなければ、今、各地で川下でも鷹山地区でもいろんなところで起きております。爆発するように鉄砲水が流れて、あっという間に皆、ぶっ壊されたという話がよくあるわけですけれども、そういう流れが自然と起きる。そして、実際にはそういう雨が降ったときだけでなく、常にちょっとした雨でも住宅地、昔は草原で畑ばかりだったところが、住宅がふえて道路の両側にコンクリートの水路が一気につくられて、下の田んぼも段々だったのが大きな水田になって、一気に水が流れやすくなったという現状もプラスになるのではないかなと思います。

そうしたことの中で、大きな事故が起きる前に、一応住民にそれなりの「ここを直さないといけないのではないかい」というぐらいの発言があったり、そういうことを確認して工事していくべきものではないんだろうかなと思うのですが、そういう観点はどのようなのですか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 議員おっしゃる、上流、下流というところのどこの上流部分で、どこが下流部分なのか、想定、私どもとしてお聞きしているほうとしては、頭に浮かんでこないという状況でございます。上流が3面コンクリートで、下流が自然水路というところところは具体的にどの辺にあるのか、それを我々がどのように今、整備を進める計画をしているのかということについて、これは担当課長はすぐわかってくると思うのですが、それがちょっと見えてこないと。

もう一つは、小さな田んぼ、基盤整備をすることによって水の流れが速くなるということは、私はちょっとそこは何とも言い難いといえますか、もちろん、基盤整備をすれば、隣の水路は用排水路については整備になりますからその部分については水が速く流れると、私もわかります。田んぼを大きくしたから水の流れが速くなるということがどこであったのか、あるいはどこでどういうことがあったのか、ぜひこの辺については私どもにお知らせをいただかなければ、具体的に担当の職員が現場に行ってそういうお話をさせていただきませんと、次のステージにいかないわけです。きょう、ここでどこがどうだかわからない話、私がお聞きしてわからない話をお聞きしても、何ともこれ以上進まないと思いますので、ひとつその辺についてはご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 上流こうなって、その後、来て下のくねくねやらってというのは、1つは私の住んでいる隣の山口地区の上流からなのですね。場所が何という地名なのか、本木さんの家がある脇の水路の上流のような感じで、上のくねくねが皆、つぶされて畑まで皆、流れてきたということは確かにあるようです。そのほかにもいろいろあるようですが、それとさっき、田んぼになってということで田んぼをつくったら水路が整備されて流れてきたという言い違いでございますので、その辺は訂正させていただきます。

そういう中で、どうしても起きてきているのが今回の水害と、それから源八沢も結果的にそういう雨量ふえるだけでなく、流れ落ちる速度が速くなってきた。それと両側の山腹が、例えば松枯れ等で松が切られて樹木がなくなってくる。当然、降った雨は地中に逃れずにどうしても沢に流れるような地形にだんだんなってくる。そういうことがプラスになっていたと思います。特に源八沢についてですが、上は確かに広いのです。後から鮎貝小学校から白山森を通過してスポーツ公園のほうに来た道路のときは、下にくぐるところは2メートルのヒューム管でがっちり入っています。その上流は全て大体2メートル、1メートル80センチメートルとかで森合のほうまでの道路の上流は、川底が砂岩で以外と荒れても岩石土砂が流れるような水路でないようでありまして、そういう面では、一気に流れる水の流れる勢いは速くなるのかなと見ております。そういう思いで申し上げたのです。そういうような中で、それとか、今、工事中的貝生の上の沢、その下、流れて入海生のところから来るところとドンと当たるところがありますが、あれで万が一、大雨降ったら本当にそこだけでもつのかなという心配も現地の方からちょっとお聞きしております。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） まず、海生が、ドンと当たるところと言われましても、私は想像すらつかないと。多分、あそこですと、いぼ八幡のさらに下のほうかなと予想はできるのですが、職員はみんな、現地見えていますので、具体的にここがこういう話がありました

よとお話いただければ、我々も対応の仕方があるのですが、きょう、ここでドンと当たる場所ですと言われても、私はちょっと想像がつかない。多分この辺かなというようには思うのですが、具体的にはわからないという部分であります。

それから、先ほどその前段にありました源八沢の下流のほうの今、お話なわけですが、一番の原因は、上流部分はもちろんですが、道路が舗装になったということが全く環境、変わっています。我々のはるかに想像を超える水路があります。全然しみ込まないのです、しみ込まなくて走るのです。それが一気に流れ込むということ。当然、道路を守るためにも側溝も準備していますから、側溝を一気に走ってきますから非常に短時間で増水します、水量がふえます。そういう影響でいろんな現象が起こり得るということは、私どもも十分その辺は予測はしております。そのような中でいろんな設計はさせていただいているわけでごさいます、その上流が何メートルと、そういうようなことではなくて、具体的に我々が工事を進めさせていただくときに、ぜひ議員からもお願いしたいわけですが、ここはこうだという具体的な事例をお示しいただければ、我々も担当の技術の職員をそちらの現場に派遣しますから、そちらでぜひ相談をしていただき、あるいは直ちになるかならないかということは、いろいろな緊急度あるいは財源的な対応というようなものは出てきますので、すぐそれをどうしますということは申し上げられないわけですが、一つのこれは参考としてというようなことではなくて地域の声として承りたいと思いますので、よろしくその辺はご理解賜りたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 源八沢の件で町長から今、お話しありましたが、確かに県道の下を横断する水路、それが昔の旧道、常安寺の下を通る前の旧道、それから新しく、何ですか、黒鴨に抜ける県道と2つにまたがって、旧道のほうは源八沢から土手の下を通って、旧道の下をくぐって新町方面に流れる水路があります。そちらは幅80センチ状態がありますけれども高さは75センチぐらいでした。そういったところで大雨が降ると、赤坂に走る道路は下にちょっと低いのです。こっちがあふれるとそれが全部赤坂に流れ落ちるという感じでつくられているのですよね。赤坂のほうの下は、上流が2メートルという水路、1.8から2メートル近い水路が森合のほうから走っているのに、下のほうは丸吉のもと下の水路、あそこを渡るのは135×135という水路なので、上の方からいくと、ちょっと降ればのみ切れない現状である。しかし、これは県道なので県にもこういう現状を明らかに示して提案して、県として改善してもらえないのかなと思って見てきたところですよ。丸吉から下のほうは結構水路、箕和田まで行くのですけど直ってますが、その上のところが非常に問題が、県道の横断があるようでごさいます。その辺についてお答えいただきたい。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） まず、昔の旧道と新しい旧道など私、聞いたことがありませんが、

旧道は旧道だと思います。そういう面での認識は私もさせていただきます。

と同時に、この赤坂に集まるいろいろな水路から入ってくるというのは、これは我々も十分承知をさせていただいています。少し大雨が降りますと、常にあの辺は浸水の危険性があるという認識をさせていただいております。と同時に、改良を進めようということで一時進んだことがあったらしいのですが、残念ながら、周辺からのご理解をいただけなかったというようなこともお聞きしております。

今は全く環境が違ってきていると思いますので、実はご案内でありますとおり、この鮎貝、特に赤坂、新町、神明町等々につきましては、非常に緩やかな勾配がほとんどないところに集中をして集まってくるということが大きな原因と当然考えておりますので、これには相当な経費がかかるということでもあります。県がどうのこうのというよりも、我々は問題意識としてそういう問題意識を持っておりますので、常に県との調整なども含めさせていただきながら、時間はかかると思いますが、この解決方法については、例えば鮎貝駅裏と全く同じだとような状態だというように私は認識しておりますので、できるだけこれらについては県あるいはそれぞれの水路を管理する皆様方とも協議を進めさせていただきながら、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 町長からお答えあったように、関係部署と当然、相談していただいて、早急にしないとまた同じようなことが何度も何度も繰り返すことになると思っています。特に源八沢の上の新しい町道の下のところのまたその下に、鮎貝小学校のほうから来るほうもまた大きな水路で流れてくる分があって、どうしても流量は上流で見るよりははるかに多く、しかも、町長が言われたように、全部舗装された道路で側溝で流れてくるのもみんなそこに入ってくるので、とんでもない水量があつという間に出るのだということで、大きな水害が毎回出るのだと思います。ぜひともそういった面の提案を県ともしたりしながら、早急に改善のために努力をしていただくしかないのかなと思っているところです。いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 町内には県管理の河川も相当ございますし、県管理の河川につきましては、常に我々も連携をとりながら対応といいますか、改修などの準備をしております。今、議員おっしゃった箇所につきましても、当然、県だけではなく、我々も当然、関連する部分があるかと思いますが、やはり優先度というものがありながら、財源の可能性なども十分踏まえながら、それから危険ですからすぐにやれというようなことでは、私は対応はすぐできないという思いを持っておりますので、できるだけその意は県との調整をさせていただきながら我々も対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二）　今までで水害の原因とか、そういうことについてお話ししましたが、町長の話であった上流の水路の倒伏した丸太やら何やらが水路を荒らしている問題、それは地元の管理でやるべきだということなのですが、これを町からそれなりに区のほうに話していただいて、みんなで何とかやれる方向をつくり出していただきたいと思います。本当にこんなのが水路に倒れていて、下をくぐられなくてそういうのを乗り越えようかと思ったら太くてだめで、土手2メートル50センチメートルに何とか抑えてはい上がって越えていったりということがあったので、それなりに放置されて長いと思います。そういったところの管理が、地元だと言われてもどこまでどうやればいいのか、そういう面をひとつ担当から教示いただければと思います。

○議長（遠藤幸一）　町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七）　具体的にそれこそわかりませんと、地権者がわからないと、所有者がわからない中で、我々のこれは財産と違いますので、ぜひ区に言ったりなんかというのは、到底それは全く暴論だと思います。やはり地権者がきちんとあってそのために今、我々は境界明確化事業というようなことに取り組まさせていただいているわけです。

それから、木が倒れているから我々が勝手に持ってきたとなると、これはとんでもないことになりますので、この辺は逆にこの境界明確化事業に早急に取り組んでいただくように議員からもPRしていただきたいと思いますし、地権者がおわかりになれば、その地権者にご連絡をご一報いただければありがたいと。我々からそこまでの財産を侵すようなことはできませんので、それはご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤幸一）　石川重二君。

○10番（石川重二）　ただいまの件については区とも相談しながら、いわゆる河川の管理の流木が詰まったりしないようにする努力をということで、話しながらまた歩いてみたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤幸一）　以上で、石川議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時10分といたします。

休　憩　　（午後1時54分）

再　開　　（午後2時10分）

○議長（遠藤幸一）　休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、間伐での森林再生、教育旅行での受け入れについて、2番、渡部善美君。

〔2番　渡部善美　登壇〕

○2番（渡部善美）　間伐での森林再生、教育旅行での受け入れなどについて一般質問を行います。

私は、山の麓に住んでおり、平成25年、26年の大雨のときの濁流、そして、あのうねり狂うような山々の恐ろしさを今も忘れることができません。その体験が山に対する関心を持つようになったのではと思っています。

さて、8月20日の「山形新聞」に、市町村の森林整備費を賄うために「森林環境税」を政府与党が検討しているという記事が載っていました。

「森林環境税」は、所有者がわからない森林の増加や林業の担い手不足が問題になる中、地域の実情に最も詳しい市町村が私有林の間伐を代行する財源を確保するためとあります。個人住民税に上乗せして徴収し、森林面積などに応じて市町村に配分する仕組みが想定されているようです。

山形県においては、平成19年4月からやまがた緑環境税が導入され、個人年間1,000円、法人県民税均等割額の10%、資本金に応じて2,000円から8,000円の範囲で課税されている状況があります。

白鷹町では、森林境界の明確化を平成28年度は森林・林業再生協議会や地域で実施し、計画より倍以上の102ヘクタールの実績があったわけですが、今年度の状況や課題について伺います。

また、私は、今の山の状況を見たときに必要なこととして間伐ではないかと考えています。お聞きするところによりますと、地域の方たちでの間伐の取り組みも実施されているようです。やはり災害の後、山の荒廃を目の当たりにして山に対する関心も高まってきたのではないのでしょうか。

そこで、町内での間伐への取り組み状況やどのような課題があるのか、町ではどのように捉えておられるのかお尋ねいたします。

切ったら植えるの言葉のとおり、再造林について伺います。

町では、白鷹町森林再生基金を創設し、再造林などの森林整備を進めながら緑の循環システムを推進していくとしています。再造林をどのように進めていくのか伺います。

また、有害鳥獣駆除について伺います。

熊出没の記事を新聞で目にしますが、身近なところで熊の目撃情報があっても地域全体に伝わっていないのではないかと思います。また、熊を目撃しても手続が面倒で通報しない例があるという話も耳にします。このようなことを町はどのように捉えておられるのですか。

また、熊だけではなく、町内の中ではイノシシの被害、サギに池のコイを食べられた、放流したアユの稚魚や成魚などを食べられるということを聞きます。これらのことについての抜本的な対策について伺います。

次に、観光交流の教育旅行について伺います。

私も山口地区で教育旅行を取り組んでいるときから生徒を受け入れてきました。毎年毎年、来る生徒が違うのと同じで、変化があるように思っています。

白鷹町観光交流推進計画には、平成25年度教育旅行受け入れ者数の実績135人で、平成31年度目標人数を160人としています。26年度以降の実績と営業や受け入れ態勢の課題や今後の取り組み方のあり方などをどのように考えておられるのかお聞きします。

また、インバウンドの中での民泊の位置づけや今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 渡部議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

議員のご発言に森林環境税についてのお話がありましたので、冒頭にその部分につきまして少し触れさせていただきます。

森林環境税につきましては、森林所有者による自主的な間伐等が見込めない森林について、市町村が主体となって実施する森林整備等の具体的な仕組みについて総合的に検討し、その財源に充てるというものであり、その創設に向けては平成30年度税制改正において結論を得るとのこととされたところです。

これを受けまして総務省では、「森林吸収源対策税制に関する検討会」が設置され、税の目的や税収の使途、税収の配分に関する考え方、都道府県等における独自の森林環境税との関係といった税制のあり方のほか、市町村主体の森林整備の具体策や市町村への体制支援なども議論されております。秋ごろに最終取りまとめが行われる予定となっているようでございますが、引き続きその動向を注視しながら対応を検討していきたいと考えているところでもあります。

初めに、森林境界の明確化の現状と課題についてお答えをさせていただきます。

我が町の森林の特徴として、町内の森林所有面積が個人で100ヘクタールを超える森林所有者もいらっしゃる一方、5ヘクタール未満の森林所有者の割合が全体の92%であり、山林を所有している方の数が多いというものが特徴であります。

また、本町では、平地部分の地籍調査は進めてきたものの、林地の地籍調査につきましてはほとんど手つかずの状態であり、森林の境界等をきちんと把握している方が大変少なくなってきている状況となっております。所有者や境界が不明であるために、作業道などの整備ができず、利用間伐などの施業ができないという状態でごまいました。

そのため、平成25年、26年の豪雨災害からの教訓も踏まえ、森林整備に対応するために所有者及び境界の明確化が急務であったため、筆ごとに調査を行う地籍調査ではなく、まずは所有者間の境界を明らかにし、間伐等の森林施業の集約化を行うこととしたものであります。

事業の実施に当たりましては、平成26年度に町、森林組合、商工会、NPO団体、民間事業者などが構成員となり、「白鷹町森林・林業再生協議会」を立ち上げ、国の基金事業による境界明確化事業に取り組んでまいりました。

平成26年度は、十王・滝野地区の約57ヘクタール、平成27年度は十王地区の残りと山口地区の約55ヘクタール、平成28年度につきましては中山地区の約64ヘクタールと3年間で計176ヘクタールについて境界明確化のモデル事業を実施してきたものでございます。今年度につきましては、滝野地区において50ヘクタールの境界明確化事業を進めているところでございます。

また、平成28年度からは森林境界の明確化事業を加速させるため、町で境界杭の提供や位置を測定するGPS機器の貸し出し事業を実施し、NPO団体や財産区など地域の方々にもご協力をいただき、地域レベルでも約38ヘクタールの境界明確化を実施していただきました。

森林境界の明確化作業が完了した地区につきましては、順次、森林組合などを中心に小さな面積の森林を一体的にまとめた「森林経営計画」を策定していただき、利用間伐等の事業に移行していただくことで、森林の整備につなげていきたいと考えております。

なお、「森林経営計画」につきましては、策定することにより国の補助事業の活用が可能となることから、当該補助を活用しながら、利用間伐や作業道などの路網整備を行うことで、低コストで効率的な作業が可能となり、間伐材の売却益を森林所有者に還元していくことも可能になるものと考えております。

町といたしましては、まずは全ての入口となる森林境界明確化に引き続き取り組みながら、森林所有者にもメリットが生まれ、森林整備にもつながる仕組みづくりを継続してお手伝いしていきたいと考えております。

次に、町内での間伐の取り組み状況と課題についてお答えいたします。

町内における保安林以外の森林での間伐ということになりますが、平成27年度は21ヘクタール、平成28年度は15ヘクタール、今年度につきましては、8月末までで23ヘクタールの届け出があり、平成27年度以降、およそ59ヘクタールほどの間伐が実施されております。

間伐の実施された59ヘクタールという面積は決して大きな数字ではございませんが、近年は、地域の方が積極的に間伐などの森林整備にもかかわるようになってきたのではないかという認識を持っているところでもあります。

課題といたしましては、所有者及び境界が不明確であるため、なかなか間伐等が実施できないことや、森林に全く関心のない所有者の方がいらっしゃることとございます。

平成26年度にモデル地区として境界明確化事業に取り組んだ滝野地区においては、翌年の平成27年度に森林経営計画を策定いたしました。平成28年度に伐採前研修を行った後、計画に基づき作業道の開設や間伐などを行っております。さらに今年度は、伐採後研修の実施を計画しております。地域の方々に対して森林整備の「見える化」を行い、その効果を実感してもらうことにより、森林整備の必要性を感じていただく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、再造林・「緑の循環システム」の推進についてお答えをいたします。

林業経営の中では、再造林に係る初期費用が最もコストが高いと言われております。しかしながら、木材価格の低迷などにより、伐採しても再造林を行うだけの余裕が生まれないなどの理由から、再造林をせず、伐採したまま放置されることが多く、その影響が懸念されております。

そのような課題を解決し、我が町の美しい森林を後世へ継続するための「緑の循環システム」を構築するために、町では、昨年6月に「森林再生基金条例」を創設いたしました。

さらに、その基金を活用いたしまして、森林経営計画を策定したエリアで再造林を行った場合、国と県合わせて80%の補助に町で20%のかさ上げ補助を行い、森林所有者の負担なしで再造林を行うことができる仕組みはづくりを行ったところでございます。

この取り組みは、県内でも先進的な事例でございましたが、今年度、県の単独事業として我が町と同様の再造林経費の20%を助成する施策が打ち出されたところでございます。

一方で、再造林後の課題といたしましては、植林後の保育経費として下刈り・除伐・枝打ち・間伐などの作業に係る費用が必要となっておりまいます。

特に植えてから5年ないし10年までの経費が大きいということもお聞きしておりますので、町といたしましては、「緑の循環システム」のさらなる加速化のために、初期の保育施業に対するかさ上げ補助について検討してまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣に関する情報への対応等についてお答えをいたします。

当町でも、8月末現在で熊の目撃情報が30件ございました。町内において熊が出没した場合は、町で作成しております「クマ出没時の対応マニュアル」に基づき対応しているところでございます。

情報が寄せられた場合は、まず最初に、役場総務課と農林課において情報を共有するとともに、教育委員会や健康福祉課、鳥獣被害対策実施隊である猟友会、通報のあった地域の区長などに情報の伝達を行い、さらに教育委員会からは各小・中学校並びに荒砥高校、健康福祉課からは各保育園及び福祉施設に情報を伝達いたします。

続いて、総務課、農林課、猟友会で現地の確認を行います。現地確認が済みましたら、注意喚起ののぼりの設置や広報車による広報等の対策を講じているところでございます。

なお、さきに実施いたしました地区座談会などでも、広報車の音声聞き取りにくいというお話もいただきましたので、今後は、広報車の運行速度や回るコースなども配慮して対応してまいりたいと考えております。

また、有害鳥獣に関する情報が地域に伝わっていないというお話もございましたので、8月29日付で各区長宛てに地域の町内長にも出沒情報をご連絡いただけるよう文書にてお願いを申し上げたところであります。

次に、有害鳥獣対策の取り組みであります、それぞれの鳥獣の種類により対策の方法も違い、それぞれ各種対策を講じている状況でございます。

しかしながら、なかなか効果の上がらない場合も多く、抜本的対策までには至っていないというのが現状でございます。

今後とも、「白鷹町鳥獣対策協議会」を中心に、農協や山形県酪農業協同組合、西置賜漁業協同組合など関係機関とも連携を図りながら、継続して対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育旅行の実績と受け入れ態勢の課題や今後の取り組みについてお答えをいたします。

教育旅行につきましては、中山地区、山口地区が中心となり、白鷹町ツーリズム協議会を結成し、平成21年度から他地域の中学生の受け入れを行ってまいりました。当初、受け入れ世帯が約40世帯ほどあり、ピーク時の平成22年度には4校で200名を超える受け入れを行ってまいりました。東日本大震災の影響もあり、平成22年度をピークに受け入れ人数は減少しております。平成25年度からは、3校、約120名の受け入れをしてまいりましたが、今年度は2校、81名にとどまっており、受け入れ世帯も11軒に減少しておりますが、2校とも天候に恵まれ、受け入れ家族と紅花畑の作業を行うなど、日ごろ、体験できない里山の暮らしを体験していただきました。

首都圏から訪れる子どもたちは、塾通い等のため、夕食を家族と一緒にとれないといった家庭も多いとお聞きしており、特に受け入れ世帯での団らんが楽しかったという感想もよくいただいているところでもあります。

教育旅行の誘致活動につきましては、置賜全体で取り組まれているということですが、我が町におきましては、家庭環境の変化など、個々の事情により受け入れ世帯が減少しており、現在では2地区以外の方にも受け入れをいただいている状況であります。

受け入れ世帯の方々には大変ご負担をおかけしているところではございますが、訪れた子どもたち、受け入れ世帯の両者にとって大変感動的な思い出深く、内容の濃い出来事となっているようでございます。そのようなことも含めて、今後の教育旅行の受け入れについて広くPRをさせていただき、ご協力いただける方の拡大を図ってまいります。

次に、インバウンドの民泊の位置づけや今後の取り組みについてお答えをいたします。

昨年度発足しました白鷹町国際交流協会が中心となって、台湾からの教育旅行として民泊での受け入れを目指し、取り組みを行っております。昨年度は、台湾エージェントへのプロモーションを実施いたしました。

置賜さくら回廊推進協議会においても誘致活動を行っており、昨年度、台湾からエージェント及びマスコミ関係者22名をお迎えし、FAMトリップツアー（下見招待旅行）

を実施いたしました。受け入れに際しましては、Wi-Fi整備が必須であることなどのアドバイスをいただいたところであります。また、滞在時の具体的な体験や食事のメニューや価格について明確に提示する必要があるというご助言をいただき、現在、具体的な検討を行っているところでもあります。

なお、観光庁が推計した公表資料によりますと、観光交流人口増大の経済効果について、定住人口1人当たりの年間消費額である124万円は、旅行者の消費に換算すると、日帰り国内旅行者83名分、または宿泊の国内旅行者26名分、もしくは外国人旅行者10名分に当たるとされております。定住人口の減少に歯どめがかからないこの現状においては、経済効果を期待できるインバウンドの推進について、今後とも関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、渡部議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 渡部善美君。

○2番（渡部善美） 町内の森林の29年度の境界明確化の状況と課題の中で、保有面積が5ヘクタール未満の林家の方が大多数である状況であります。お聞きするに、境界が入り組んでいるために準備に時間がかかり、その時々に対応しながら手探り状態でやっているということです。大変な時間と労力がかかる作業と思います。これらについては、どのように捉えているのか、今後、どういう対応を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） お答えいたします。

先ほど町長からも答弁させていただいた部分、ございますけれども、特に置賜地域につきましては、地籍調査が非常に山林部分についてはおこなっているというようにお聞きしております。

県内全体の状況を見ましても、例えば最上地域につきましては99%が終わっていると。これは国有林面積が多いということや、地権者の方が大きな面積を持っている方が何名かで占めていて細かいところがないという、そういった要因もあるのかと思います。

この置賜地域につきましては、以前、お聞きしたときには1%から2%程度しか地籍調査が行われていないと、まずこういったことが置賜全体の課題であるとお聞きしているところでございます。

そういった中で、我が町といたしましては、森林境界明確化によりまして、まず1筆ごとではなくても所有者の境界を明らかにして、ある程度、まとまりを持ったところで森林整備を進めていくということで進めてきたところでございます。

ただ実際、現場に入る前に登記所の公図などと森林簿、いろいろな図面等を寄せてみても、なかなかそれ自体が現場と合わない。準備段階で相当苦労しているというようなお話もお聞きしているところでございます。これにつきましては、やはり一つ一つ解決

していくしか、方法はないのかなと思っております。

特に地域の皆様方をお願いしたいのは、そうやって地域の中で山についてお話をいただきまして、全員の方とはいかなくても、何名かの方でまとまりを持った地域を設定していただいて、そこの中で実際に現場の山に入っていただいて、杭を打つ作業まではいかなくても、例えば境界のところにある木に印をつけてくるとか、そういった作業をいただくだけでもその後の境界明確化事業、ひいてはいずれ地籍調査も必要になってくると思いますので、そちらにつながっていくのではないかと考えております。やはり今、一番心配されておりますのは、そういった森林の境界がわかる方が、だんだん年々、いなくなっていると。今、本当に山のことをある程度、案内していただかないと、全く誰もわからないという状態が来ると、このことが一番心配されておりますので、そういったことを進めていく必要があるのかなと思っております。

また一方で、民間事業者で、最近ではヘリコプターを飛ばしてレーザー測量である程度、山の地形とか林層、樹種、いつ植えられた杉がどこからどこまでなのかということ把握できるような高密度、高精度のデータを収集しまして、それを境界明確化ですとか、危険箇所の把握ができるようなシステム開発も行われているということもお聞きしております。ただ、このシステム導入には、まだ今のところ、相当経費もかかるようでございますので、今後、林地台帳の整備などとあわせまして、こういった活用などにつきましても研究をしていきたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 渡部善美君。

○2番（渡部善美） 民有林面積と割合はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） お答えいたします。

本町の森林面積につきましては、1万182ヘクタールございます。それで、森林法の中でこの民有林という呼び方につきましては、全体の中から国有林を除いた分が民有林という言葉の定義になっております。国有林が約868ヘクタールございますので、それ以外の部分、民有林面積ということではいいますと、9,314ヘクタール、約全体の91.5%に当たります。

なお、その民有林の内訳を若干申し上げますと、県、町、財産区が所有する分、これを公有林と言っているようにすけれども、これが合わせて約1,506ヘクタール、それから森林総合研究所と林業公社分が1,386ヘクタール、私有林につきましては6,422ヘクタールということで、私有林につきましては全体の約63%を占めているというようなことのようにございます。

○議長（遠藤幸一） 渡部善美君。

○2番（渡部善美） その中で利用間伐などの森林やその他の整備はどのようにやって

いくのか。国の補助事業を活用できないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） お答えいたします。

今、民有林部分の森林整備ということでございますけれども、やはり白鷹町の特徴といたしましては、非常に県内でも人工林の比率が高い町ということでございます。この人工林の部分につきましては、まだまだ間伐等の整備が必要な森林があると。

また、一方で既に利用期に入っている森林もあるということでございますので、計画的に森林整備を実施していくべきであると考えております。

そういった中で、間伐等の森林整備に対する補助事業といたしましては、まず1つには、国の事業を活用いたしました森林環境保全直接支援事業というものがございます。これは先ほど来、答弁の中でもお話しさせていただいております森林経営計画を作成したところに対しまして、人工造林でありますとか、下刈りなどの保育施業、それから間伐等の森林整備に対しまして直接補助する事業でございます。補助率につきましては国、県合わせて68%となっております。こういった国の事業を受けるために、まず境界明確化を実施して森林経営計画を立てるということが必要になってまいります。

また、そのほかに国の補助といたしまして、森林山村多面的機能発揮対策交付金という事業がございます。これにつきましては、里山山林の保全管理でありますとか、資源を理由するための活動に補助する事業でありまして、現在まで町内でも4つの団体に取り組んできております。これにつきましては、独自で講師をお招きして選木の方法でありますとか、間伐の方法を学んだり、チェーンソー講習を開催したり、あるいは間伐等による里山林の再生に取り組んでおられるようでございます。この補助につきましては、今まで国のほうで16万円だったものが12万円になって、残りを市町村が助成した場合に優先採択というものでございますので、これについては町でも支援をしていきたいという考え方でございます。

それから、県の単独事業といたしまして緑環境交付金事業によります荒廃森林緊急整備事業がございます。これにつきましては、管理放棄された里山林などのうち、水源地域の森林でありますとか、集落に近い森林などで緊急度の高い森林を整備するというこの事業でございます。この事業につきましては、県が森林所有者と施業の協定を結びまして森林所有者にかわって県が間伐等を実施するというものでございます。こちらにつきましては、平成19年度から28年度までの間の10年間で約200ヘクタールほど実施しております。この事業につきましては、個人負担はございませんけれども、間伐後、20年間は主伐ができないという条件があるものでございます。こういった事業につきましては、具体的に間伐を必要としている箇所がございましたら、県への要望等につきましてはこちらのほうからお伝えをしていきたいと思っておりますので、お知らせいただければと考えております。

○議長（遠藤幸一） 渡部善美君。

○2番（渡部善美） 近隣市町村の現状と取り組み状況、長井、小国、飯豊などの境界明確化、間伐、再造林などはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） 近隣市町の状況ということで西置賜管内の状況を中心に、わかる範囲でになりますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

森林境界明確化事業につきましては、小国町で現在、森林組合さんが事業主体となって取り組まれているというなお話をお聞きしております。面積的には年間10ヘクタール程度を行っているとお聞きしております。小国町で実施しているのは、うちの町のやり方とはちょっと違う、簡易型のものでございまして、いわゆるGPSを使って測定する数値を用いる方法であるとお聞きしたところでございます。

それから、飯豊町では、境界明確化の作業でなくて森林についての地籍調査事業を今、進めているとお伺いをしています。平成25年度から取り組まれているということで対象面積は200ヘクタールということでございますが、なかなか進まない、あと数年かかるというなお話をお聞きしています。やはり地籍調査になりますと、1筆ごとの調査になりますし、より高度なことも求められるというか、きちんとしたやり方をしていかなければならないという部分もございまして、やはり進捗についてはなかなか進まないでいるというお話をいただいたところでございます。

それから、間伐につきましては、先ほど申し上げました森林山村多面的機能発揮対策交付金の取り組みなどを、長井市と飯豊町でそれぞれ1団体ずつ活動しているというようにございまして。飯豊町につきましては、昨年度で事業が終了したということでございまして、長井市につきましては、先ほど申し上げましたような上乘せ助成を今年度、行うというなお話をお聞きしております。

それから、間伐の状況につきましては、それぞれの市町とも国の補助事業でありますとか、やまがた緑環境税を活用した間伐が実施されているということでございますが、市町独自の補助あるいはかさ上げを行っているということはないというようにお聞きしております。

なお、再造林につきましては、これまで独自の助成を行ってきたところは置賜管内にはないというようにお伺いしております。

○議長（遠藤幸一） 渡部善美君。

○2番（渡部善美） 今、伺いまして、我が町は大したものだと私は感服したものであります。

あと、平成25年、26年の災害を繰り返さないためにも防災の視点で間伐を進めていただきたいと思います。境界の明確化がなったところからの間伐などを行い、所有者の山に対する関心を高め、森林整備や路網の整備を進めていただきたいと思います。林業再

生につなげるためにも、来年以降の町独自の助成はどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） ありがとうございます。町といたしましては、今までいろいろお話しさせていただきましたように、森林境界明確化事業を初めといたしまして、再造林の支援事業、それから町産材の利用のための公共施設へのさまざまな計画、そして、白鷹木材乾燥センターへの上乗せ助成などを行ってきたところであります。そういった森林循環のシステムについては、先ほどもお言葉いただきましたように、県内でも先進的な取り組みをさせていただいたのではないかなと思っております。

しかしながら、全ての部分において町で助成をしていくということは、なかなか難しいところもございますので、間伐の部分につきましては、当面、先ほど申し上げました国でありますとか、県の事業を有効に活用しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 渡部善美君。

○2番（渡部善美） 熊の目撃件数の推移と捕獲状況、それに被害状況などを伺いたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） お答えいたします。

熊の目撃件数の推移、捕獲頭数、被害状況についてお話しさせていただきたいと思います。

熊の目撃件数につきましては、平成27年度は、通報のあったものとして11件、それから28年度は77件、29年度は8月末現在で30件となっております。昨年と比べますと、約12件ほど減っているというか、少ない状況でございます。

それから、捕獲頭数につきましては、平成27年度が4頭、平成28年度が5頭、平成29年度は8月末現在で3頭だったのですが、けさ、1頭捕獲したということで4頭となっております。前年の同時期と比較してほぼ同数かなと思っております。

それから、熊による作物等の被害状況につきましては、平成27年度は65万円、平成28年度につきましては約528万円、これはリンゴが大半を占めていたようですけれども、そのほかにデントコーンとかブドウの被害もあったということでございます。平成29年度は被害額としてはまだ未集計でございますけれども、被害件数といたしましては17件ほどあるということでございます。やはりリンゴ、桃、スイカ、カボチャ、スモモなどのほか、トウモロコシとか、梨などさまざまな部分で被害の報告がございます。昨年は特に果樹の被害が大きかったようでございますし、今年度もまだこれから心配な部分がございますけれども、大分電気柵の設置をされた農家の方などもいらっしゃいますので、一定の効果を期待したいところでございます。

○議長（遠藤幸一） 渡部善美君。

○2番（渡部善美） イノシシ、そして、アユを食べるサギ、ウなどの駆除にもっと猟友会の協力を推し進められないか。もちろん、熊もいるが、その辺をどのように考えているのか、今後の対応をお伺いいたします。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） 今、イノシシ、サギ、カワウなどの状況とそれから猟友会さんのお話しございました。

まず、イノシシ、サギ、カワウなどの近年の状況などについて最初にお話をさせていただきたいと思います。特にイノシシにつきましては、近年、目撃状況、それから農作物被害の報告がふえている状況でございます。農林業の被害のあった箇所につきましては、熊と同じように県から鳥獣捕獲許可を取って鳥獣被害対策実施隊と協力して捕獲活動を行っていくこととなりますけれども、非常に警戒心が強いということではなかなかわなにかからないということで対策が難しいというお話を聞いているところでございます。ただ、大分ふえてきたというお話をいただいておりますので、今後とも捕獲に向けた活動を継続して実施していきたいと考えております。

それから、サギについてでございますけれども、最近、やはり町内を車などで走っていると、田んぼの中ですとか、いろんなところでサギを見かけるようになっております。魚への被害もご指摘のとおりなのですけれども、本町では、陽光学園付近の山林に巣がございまして、周辺の環境にふん害といたしますか、木の上からふんでありますとか、食べてきた魚を上で放したりということで、そういった環境悪化の課題などもあるようでございます。こちらについては毎年、駆除活動を実施しておりますけれども、昨年の駆除活動が比較的有効であったということで個体数が減少しているのではないかなというようにお話もいただいております。今年度はまだ実施しておりませんが、今後、状況を見て対応していきたいと考えております。

それから、サギ以上に深刻と言えるのがカワウの話、ございましたけれども、これについては県でも広域的な対策協議会を設置いたしまして、西置賜漁業協同組合とも情報交換をしながら、今のところ、花火などによる追い払いをしてお聞きしておりますけれども、これもなかなか効果が上がらないというような話も聞いております。

それぞれの鳥獣についての対策、なかなか抜本的対策とまではいかないところでございますけれども、今後とも鳥獣対策協議会において対策に努めていきたいとは考えております。

その鳥獣被害対策実施隊ということで猟友会の方に大分出ていただいているわけですが、平成28年度については、熊について延べで約608時間、イノシシについては延べ234時間のご活動をいただいております。そのほかに実施隊員全員といたしましてサギの駆除で1回、カワウの駆除で3回の駆除活動にも参加をいただいております。実

施隊の隊員といたしまして西置賜猟友会白鷹分会の会員35名の方にご協力をいただいているところでございますけれども、猟友会のメンバーが大分高齢化してきておりまして、後継者の確保が課題になっているとお聞きしております。この隊員確保のために、ほかの市町村でも狩猟免許取得費用の助成など行っているとお伺いしておりますので、この辺についてさらに研究をしながら、助成等、効果あるものがあるかどうかなどについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 渡部善美君。

○2番（渡部善美） 教育旅行での受け入れ先をどのようにふやして、どうつくっていくのかお伺いいたします。

○議長（遠藤幸一） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

受け入れ先というのは、いわゆる受け入れてくれる世帯というようなことで捉えてお話をさせていただきたいと思います。先ほど町長が答弁させていただきましたとおり、以前は40世帯ぐらいあったわけですが、お子さんが生まれたり、それから高齢者の介護が必要になったりというようなさまざまな事情がございまして、現在、11世帯になった経緯がございます。

受け入れ世帯の確保におきましては、やはり訪れた子どもたちとの触れ合いとか受け入れたことによるやりがいであるとか、それから受け入れ世帯同士での交流、そういったものを広く皆様方にご紹介をしながら募集をさせていただきたいと思ってございます。

具体的には、ホームページだったり、町報だったり、あらゆる媒体を使いながら、こういうことをするとこういう感動的な場面に巡り合えるよというようなことで、少し関心を持っていらっしゃる世帯の背中を押していきたいなと思っているところでございます。

また、この受け入れ世帯を確保すると同時に、いわゆる来てくれる学校、こちらの開拓も山形県出身の校長先生であるとか、そういったつてを使いながらふやしていく取り組みも同時にさせていただきたいと考えているところでございます。

特に、渡部議員におかれましては、受け入れ世帯をなさっているということでございますので、ぜひ地域の方であるとか、同僚の議員の方々にもお広めいただければと思っていますところでございます。

○議長（遠藤幸一） 渡部善美君。

○2番（渡部善美） 私も一生懸命頑張りたいと思います。

インバウンドの中での民泊をするためには、地域の支援や行事、お祭りなど、呼び込むためには何が必要かお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

やはりインバウンドの中で民泊をするために、地域の行事やお祭りで呼び込むということだと思うのですが、それには、やはり地域の中での協力といいますか、支援をいただかないと、なかなか、例えばその地域で1世帯しかインバウンドの民泊の受け入れをしていないということであれば、かなり難しいのかなと思います。やはり地域の中で、そのご家庭でインバウンドの民泊をなさっているということの認知度を高めながらご協力いただける世帯をふやしていくということと、やはり一番は、その地域の中で1世帯だけでなくもっと数軒ぐらいに広がって、そこでこういうお祭りがあるからみんな、行ってみないかというような中で参加できる、その地域に入り込めるような、そういう状況ができれば一番いいのかなと思います。

また、お客様といいますか、民泊に来られる方については、その方々の都合でいらっしゃるということでございますので、やはり私どもといたしましては、例えばこういう民泊の世帯がある地域の中では、こういった時期にこういうお祭りがあります、こういう体験ができますというようなことを具体的に提示しながら、そういった誘致活動を進めてまいりたいと考えているものでございます。

○議長（遠藤幸一） 渡部善美君。

○2番（渡部善美） 町長及び町当局の丁寧な答弁、ありがとうございます。

最後に、8月26日付の「山形新聞」の伝統行事継承に懸命という記事を見て、我が地域でもお祭りや行事などを担う若い人たちが少なくなり、地域資源となり得る伝統行事などを維持していくのが困難な状況にあります。

また、8月29日に行われた蚕桑地区のまちづくり座談会でも、農業を初め、子ども育成会など少子化、高齢化の中で地域をどう守っていくのかも大きな課題としていただきました。こういったことに関しての町長の所見をお伺いし、質問を終わりたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 我が町は、それぞれの山形県内の自治体とほとんど変わりなく人口減少、そして、少子高齢化という現象は、本当に残念ながらとまらない状況でございます。

そのような中で、それぞれの地域の中でいろいろな行事、この前の蚕桑の地区座談会におきましても、子ども会育成会すら大変であるというような、本当に切実なお話もお伺いしたところでございました。

それらについては、「こうしたほうがいいのではないかとか、ああしたほうがいいのではないか」というようなことは、軽々にはもちろん、私どもは言えないわけですが、例えばというようなことでのご相談があれば、我々はそれに乗らせていただきたいな、相談に入らせていただければありがたいなと思っているところであります。

しかしながら、今、渡部議員がおっしゃる中の一番の大切なところは、地域の行事すら厳しい状態になっているというようなお話と伺わせていただきました。非常に大切な部分でございます。これは地域の規模の大きさ、小ささだけではないというように私は認識しております。やはりそれぞれのリーダーの皆様方が頑張っておられる中に、なかなか時代がこういう時代になってまいりまして、地域の方たちが参加をし、自分たちでそれを守っていくのだという意識が非常に薄れてきているのではないのかなと思います。これは自分の住んでいる地域を見ても、やはり同じような感覚にとらわれることは間違いない事実でございます。

そのようなことを払拭するためにも、もう一度、原点を見直していきたいという意味合いを持ちまして、地区公民館という、決して地区公民館、悪かったということではございませんが、我々の地域は我々でつくっていかうというような意識が少しでも醸成されるならばということで、コミュニティセンターというようなものを公民館から移行させていただきました。これもまだ始めて3年目でございます。それぞれの地域の温度差もたくさんございます。一概にこれがよかった、あれが悪かったということは言えないわけでございますが、やはり我々はそういうコミュニティセンターという中でのコミュニティづくり、近隣社会を強くしていくというようなものに対しての支援というものは、これから考えてまいりたいと今、考えているところでございます。

具体的には、地域の実情に合ったというよりも、それぞれの地域が自由に考え方に対して対応できるような支援を、どのような形でできるかということこれから考えてまいりたいと思っているところでございます。

そのような中で、やはり若い人が非常に少なくなっているということは、私自身もわかりますし、残念ながら、子ども会において廃品回収をやるにしても、保護者も合わせてもとてもできないという地域もあるというように伺っているところでございます。それらを子どもは実情を把握させていただきながら、どのようなご支援をさせていただけるのかということで、やはり地域の皆様方が特に主体となってやっていただくしかないわけでございますので、やはりともにつくり上げるまちづくりということで提唱させていただいております。共創のまちづくりを、私はお互いに追求をさせていただきながら、私としては、そういう支援をどういう形でさせていただけるかということでのまちづくりを進めてさせていただければ、ありがたいと思っているところでございますので、今後とも地域づくり、まちづくりという視点からも、特に山口地区につきましては、他地区と比べても遜色ないどころか、一歩進んでいる地域でございますので、これは私の立場からは、そのようなことでさらに頑張ってもらえればありがたいなとご期待を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

○議長（遠藤幸一） 渡部善美君。

○2番（渡部善美） 初めての一般質問、ありがとうございました。

○議長（遠藤幸一） 以上で渡部議員の一般質問を終わります。

これをもちまして一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は3時20分といたします。

休 憩 （午後3時05分）

再 開 （午後3時20分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第6、議第59号 白鷹町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第59号 白鷹町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

白鷹町教育委員会委員竹田恵美は、平成29年9月30日に任期が満了するので、その後任者を任命するため提案するものであります。

提案させていただく方は、住所、白鷹町大字荒砥甲1065番地。氏名、渡辺久美。生年月日昭和50年2月21日であります。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第59号について、原案のとおり同意と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 （午後3時21分）

○議長（遠藤幸一） ただいま、教育委員に同意されました渡辺久美さんよりご挨拶をいただきます。

○教育委員（渡辺久美） ただいま、本会議において白鷹町教育委員会委員のご同意をい

ただきました渡辺久美でございます。この場に立ちまして責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。今の子供たち、そして私たち大人を取り巻く環境は日々複雑化・多様化しております。そんな中で子供を産み、育て、教育する難しさ、3人の子供の母親として痛感しております。子供たちが大人になったときにこの町で育んだものがその子の力となり生きていく上での支えとなるように家庭、学校、地域が一体となって子供を育てていく必要があると思います。

何分力不足ではありますが、一町民、一母親として誠心誠意務めさせていただきたいと思っております。皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤幸一） ありがとうございます。議長より一言申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営の見直しにより、町と教育委員会が一体となり、教育の推進に向けた体制がとられております。

全国的には、子どものいじめや自殺など痛ましい事案が報道されておりますが、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、活発な議論の中から、よりよい教育行政を推進していただきたいと思います。

本町においては、学校の統合時には児童生徒はもとより、保護者の方も、不安な要素はあったようでありましたが、現在、順調に学校運営がなされ、輝かしい成績を収めているとお聞きしております。

少子化による影響も多々あるかと思いますが、渡辺さんには、本町教育の目指す姿である「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人（びと）」に向かって、保護者委員の視点から、教育行政のさらなる充実にご尽力を賜りますよう心からご期待を申し上げます。

ありがとうございました。ご退場ください。

再 開 （午後3時26分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○請第2号の報告、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第7、請第2号 「テロ等準備罪」法案の廃案を求める意見書提出についての請願（総務厚生常任委員長報告）を議題といたします。

本件は、第5回白鷹町議会定例会において総務厚生常任委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務厚生常任委員長、関千鶴子さん。

〔総務厚生常任委員長 関 千鶴子 登壇〕

○総務厚生常任委員長（関 千鶴子） 請願審査の報告をいたします。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果、委員会の意見の順に申し上げます。

請第2号、平成29年6月6日、「テロ等準備罪」法案の廃案を求める意見書提出についての請願、不採択とすべきもの。

組織犯罪処罰法は、6月15日に参議院で可決成立し、本請願趣旨がそぐわないものとなったため。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 報告が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長報告は不採択ですので、請願原案について採決いたします。

請第2号について、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 起立なし。よって、請第2号は不採択と決しました。

○議第60号から議第69号の上程、説明

○議長（遠藤幸一） 日程第8、議第60号 平成28年度白鷹町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第17、議第69号 平成28年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計決算認定についてまで、以上、各会計決算10件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

平成28年度の各会計の決算を認定に付するに当たり、主要な施策の成果並びに予算執行状況について次のとおり報告いたします。

平成28年度予算編成時における国の地方財政対策に関しましては、地方創生予算への重点化を行うことにより地方創生の深化を図り、頑張る地方自治体を支援する仕組みを強化、推進するなど、地方自治体の主体性や創意工夫、行政効率化がこれまで以上に求められるものとなっております。このような中で、地方の一般財源につきましては、総額の確保と質の改善を図った上で、前年度を上回る対応がとられたものであります。

一方、本町の財政状況につきましては、投資的事業や災害対策事業の増加により、地

方債残高は漸増傾向にあり、社会保障関係経費の特別会計への繰出金など、経常的に支出が必要な経費の占める割合は依然として高い状況にあります。

加えて、まちづくり複合施設整備や老朽化に伴う施設改修への対応、地方公会計及び固定資産台帳等のストック情報の見える化など、新たな施策への対応や財政負担も生じております。

そのため、引き続き行財政改革の推進に努め、持続可能な健全な財政運営を基本とした取り組みを行ったところであります。

これらを前提として、平成28年度は町民の皆様の生活環境の向上を中心に、国の補正予算等を活用しながら機動的な財政確保に努め、第5次白鷹町総合計画後期基本計画に掲げる重点プロジェクトと「白鷹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」による地方創生に向けた取り組みを一体的に加速させて、共創のまちづくりによる施策展開を図ってきたところであります。

次に、各会計の決算の概要について申し上げます。

一般会計、歳入、88億8,604万3,000円、歳出83億4,192万2,000円、差引5億4,412万1,000円、翌年度繰越財源2,872万7,000円、実質収支5億1,539万4,000円。

平成28年度の決算総額は、前年度に比べ歳入総額で0.2%下回ったものの、歳出総額では2.9%上回る結果となり、実質収支は前年度から2億5,326万4,000円の減となっております。

財政分析指標につきましては、経常収支比率は87.4%と昨年度より3.0ポイント上昇したものの、4年連続で80%台となりました。上昇要因としては、普通交付税及び臨時財政対策債の減少などにより歳入経常一般財源が減少するとともに、公債費の増加などにより歳出経常一般財源が増加したことによるものであります。

そのほか、実質公債費は、比率7.6%と1.0ポイント改善いたしました。その一方で、地方債残高は投資的事業の増加により、前年度比で3億4,641万8,000円の増加の93億6,422万3,000円となりました。なお、地方債残高から交付税措置を除いた実質的な負担は、約20億円程度となる見込みであります。

これらを踏まえて決算状況を分析いたしますと、財政指標等は一定の水準を確保しているものの、町税等の自主財源の比率は低く、安定した財政運営の基盤としての財政力の確保が必要であると認識いたしております。

次に、歳入について分析してみますと、自主財源である町税につきましては、全国的に景気が回復基調にあり地方にも効果が見られる状況の中で、全体で12億456万4,000円となり、3.2%の増加となりました。

税目別に見ますと、個人町民税は、納税義務者数や給与所得の増加などにより、4.6%の増加、法人町民税は製造業が好調だったことなどにより15.9%の増加、固定資産税は、新築建物の増加などにより0.8%の増加となり、土地家屋に連動する都市計画

税も0.8%の増加となりました。そのほかの税目では、たばこ税が2.6%の減少、軽自動車税は税率の引き上げなどにより17.5%の増加、入湯税は日帰り入湯分の税率を引き下げたことなどにより40.3%の減少となりました。

収納率向上対策といたしましては、個人住民税の特別徴収の推進や県との合同催告を実施したほか、個別訪問や夜間催告、差し押さえなどを実施し、未納対策に努めてまいりました。

その結果、現年度分の収納率は前年度より0.1ポイント増加し、99.0%となり、全体の収納率は、前年度より0.7ポイント増加し、93.0%となったものであります。

主要財源である地方交付税につきましては、普通交付税では、国勢調査の人口の置きかえによる減少等の影響により0.2%の減少となったものの、特別交付税が地域おこし協力隊の拡充や豪雪関連経費の臨時的な特殊財政需要の増加等の影響により4.7%の増加となり、全体では0.4%の増加となりました。

そのほか、地方譲与税1.1%の減、各種交付金は、地方消費税交付金の減等により10.9%の減となり、地方税や地方譲与税、地方交付税及び臨時財政対策債等を含めた一般財源全体では、3,409万5,000円、0.6%の減少となりました。

国庫支出金につきましては、地方創生加速化交付金等の皆増や学校施設環境改善交付金の増等により23.6%の増加となり、県支出金は農地農業用・林業用施設災害復旧費補助金や防災拠点施設再生可能エネルギー導入促進事業費補助金の皆減等により、15.4%の減少となりました。

地方債につきましては、町民武道館等整備事業の完了等による過疎債の7,830万円の発行減に加え、災害復旧事業債や臨時財政対策債の減等により、全体で3.3%の減少となりました。

次に、歳出について申し上げます。

地方創生の取り組みを始めて2年目となる平成28年度につきましては、第五次総合計画の後期基本計画に基づき、引き続き、人材育成をベースに「子育て・教育」、「雇用・産業」、「地域」、「防災」の4つの柱を重点として積極的に施策を展開してまいりました。

各所管の主な内容について申し上げます。

初めに、保健福祉の分野につきましては、高齢者福祉において、単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯がふえる中、雪はき支援事業や高齢者運転免許証自主返納支援事業等を継続実施し、日常生活の安全・安心の確保に努めたほか、臨時福祉給付金事業や福祉灯油券助成事業を実施してまいりました。また、介護分野におきましては、介護老人保健施設の認知症専門棟整備に対して支援を行いました。

障がい者福祉につきましては、人工透析通院交通費助成事業による支援を拡充して実施するとともに、障がい児の特別支援学校への通学支援等を継続実施してまいりました。

児童福祉につきましては、第3子以降の保育料無料化、白鷹子育て応援事業等を実施し、子育て世帯の経済的負担軽減を図るなど、子育て環境の充実・支援に取り組むとともに、ひがしね保育園の今後の方向性について検討を進め、平成30年度からの民設民営化を決定いたしました。

結婚支援につきましては、婚活サポート委員会を中心に活動を展開し、婚活団体などと連携してマッチングを進めたほか、婚活イベントを実施するなど、出会いのきっかけづくりに積極的に取り組みました。

健康増進事業につきましては、新たに子どもの健康づくり健診事業やしらたか健紅マイレージ事業を実施し、健康づくりへの意識向上に努めるとともに、母子保健事業では、ニコニコマタニティライフ応援事業や赤ちゃん訪問、すくすく発達相談などに取り組み、健全な子どもの育成と子育て支援に努めてまいりました。

また、医療費関係では、しらたか元気っ子事業について、対象年齢を高校3年生年齢まで拡充して実施し、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりました。

次に、産業振興の分野について申し上げます。

まず、農業部門では、平成30年度からの国の米政策の大幅な見直しを見据え、米の生産数量目標の「自主的取組参考値」を目標に掲げて、白鷹町農業再生協議会におけるとも補償事業を通して取り組みを進めた結果、設定目標を達成いたしました。また、水田のフル活用ビジョンに基づき、経営所得安定対策や特色ある産地づくりに努めてまいりました。

担い手に対する支援では、各地域の人・農地プランの見直し作業を軸に、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、国・県の事業を活用した農業機械・施設導入への支援に努めました。また、新規就農者支援では、青年就農給付金による支援のほか、新規就農者受入協議会を中心に就農関係の整備に向けて取り組みを進めました。

農村整備では、萩野地区のほ場整備や川戸・金剛地区のため池整備などの県営土地改良事業に継続して取り組んだほか、農村環境の維持につながる日本型直接支払い交付金事業に取り組みました。

森林整備においては、町森林・林業再生協議会を中心に、森林境界明確化事業に取り組んだほか、国の合板・製材生産性強化対策事業を活用して実施した木材乾燥施設整備に対し、支援を行いました。また、深刻化してきている鳥獣被害につきましては、町有害鳥獣対策協議会において対策に努めるとともに、電気柵の設置に対する支援を行いました。

農業委員会においては、法律の改正に伴う新体制に対応するための検討・調整を行い、円滑な移行への準備を進めました。

商工業分野につきましては、町内の全体的な景況に関して、小売業やサービス業で一

部弱さが見受けられるものの、製造業を中心に緩やかな回復基調にあり、雇用面では有効求人倍率が1.0倍を超える高い数値で推移している状況にありました。

そのような中で、白鷹サテライトオフィスを拠点とした首都圏の情報収集や受注拡大活動、企業訪問等に積極的に取り組むとともに、町内企業の現場力や技術力の向上を目的とした中小企業技術者養成事業を開催するなど、町内商工業の振興に取り組みました。

また、建築需要促進事業やプレミアム商品券発行に対する支援により、地元関連業界の消費需要喚起と景気の浮揚を図ってまいりました。さらには、地域コミュニティ・福祉・商工の視点による新たな取り組みとして、高齢者等の買い物環境の充実を図るために買い物環境調査を実施し、実証的な事業展開につなげたところであります。

観光面では、紅花生産日本一の素材を生かすため、「日本の紅（あか）をつくる町」連携推進本部を中心に生産力の向上や情報発信、さらには、付加価値としての食材への活用など、多方面にわたるマーケティングを行いました。また、観光交流推進計画に基づき町内周遊の推進を図り、観光4シーズン化を初め、町内観光拠点施設との連携による交流拡大に取り組みました。

農工商観連携につきましては、町内の農産物を活用した6次産業化へ段階的な支援を行うとともに、さらに連携を強化するため白鷹町産業フェアを開催いたしました。

地域政策の大切な柱である公共交通体系につきましては、地域交通の重要な足として、引き続き、デマンドタクシーと住民混乗方式のスクールバスを運行いたしました。フラワー長井線につきましては、利用拡大に向けた取り組みを継続して進めるとともに、山形鉄道株式会社において、鉄道事業再構築実施計画の認定を受け、「上下分離方式」を導入したところであります。

土木関係につきましては、道路交通網の整備といたしまして、整備促進をお願いしております最上川を挟み本町の東西を結ぶ主要地方道長井白鷹線「荒砥橋工区」について、一部道路の供用が始まりました。また、町道の改良工事や維持補修を行ったほか、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の維持補修など計画的に実施するとともに、引き続き、豪雨災害に係る復旧事業に取り組みました。

除排雪につきましては、消雪道路用井戸ポンプの入れかえ工事を実施するとともに、ロータリー除雪車による道路幅員の確保など、きめ細やかな対応に努めてまいりました。

また、萩野地区の地籍調査を継続実施するとともに、都市計画関係では、中丸公園中丸池の現状把握や課題整理等に向けて、基礎調査を実施いたしました。

住宅施策では、木造住宅の耐震化や住宅リフォームに対する支援のほか、町内への定住を促進・支援するため、すまいる住まい!若者定住サポート事業等を継続実施いたしました。

空き家対策につきましては、空き家実態調査を行うとともに、空き家等対策計画を策定いたしました。また、町空き家対策ネットワーク協議会による空き家バンク事業を引

き続き支援してまいりました。

安全で安心なまちづくりへの取り組みにつきましては、自主防災組織を対象に防災訓練等のソフト事業に対する支援や防災研修会を開催するなど、引き続き防災意識の向上に努めました。

また、消防関係につきましては、有蓋貯水槽、消火栓等の施設の計画的な整備に取り組んでまいりました。さらに、豪雨災害の経験から、災害用資機材の運搬などに使用する消防用緊急車両として、前年度に引き続き、軽トラック3台を新たに配備しました。

交通安全及び防犯活動につきましては、交通安全対策協議会や防犯協会のご協力をいただきながら、町民と一体となった活動により、安全で安心なまちづくりに努めてまいりました。

続いて、教育分野であります。町教育行政の推進に当たりましては、「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人」の育成を目指して、各種施策に取り組んでまいりました。

また、町長と教育委員からなる総合教育会議においては、「白鷹町いじめ防止対策の推進に関する条例」の制定に向けて協議を行い、本年4月から施行されました。

学校教育関係では、白鷹中学校の開校、そして、鷹山・荒砥小学校の統合2年目を迎え、特に中学校の部活動の大会では多くの種目で優勝を果たすなど、目覚ましい活躍が報告されているところであります。施設整備関係では、学校統合により導入したスクールバス用の車庫を整備するとともに、継続して取り組んでおります荒砥小学校大規模改修事業につきましては、校舎及び体育館内部の施設・機械・電気設備の改修を中心に実施いたしました。

また、新規事業として、平成29年4月に新入学を迎える子どもたちの健やかな成長を祈り、町内で製作されたランドセルの贈呈事業に取り組みました。

学校給食では、調理等業務の全面委託を開始し、引き続き安全で安心な学校給食を安定的に提供するとともに、設備の老朽化対策として食器食缶用洗浄機の更新等を実施いたしました。

県立の教育機関として大切な荒砥高等学校につきましては、荒砥高校をサポートする会による新入生応援事業への支援や、介護職員初任者研修の開催など魅力づくりに取り組み、平成29年4月の入学生は61名となりました。また、白鷹高等専修学校につきましては、教育内容のさらなる充実に向け、教員配置について置賜管内市町と連携した支援を実施するとともに、教員増員等に向けて関係機関への要望活動を引き続き展開してまいりました。

生涯学習関係では、新たな白鷹町生涯学習振興計画を策定するとともに、白鷹学講座開催事業等に継続して取り組んでまいりました。

また、生涯スポーツ関係では、若鮎マラソン大会を初めとする各種大会を開催したほか、平成29年度開催の全国高校総体女子ソフトボール競技に対応するため、ソフトボー

ル場及び野球場等の改修工事を実施するとともに、大会開催に向けた準備を行いました。

芸術文化面では、町芸術文化協会との連携による芸術祭を開催するとともに、文化財の保護管理では、重要文化財観音寺観音堂のカヤ屋根の全面改修と防火設備の更新について、平成28年度から2カ年事業として取り組んでいるところであります。

人口減少、そして、少子高齢化の急速な進行の中、将来に持続的なまちづくりを築いていくためにも、総合計画の重点プロジェクトを確実に展開していくことが求められております。その観点から、昨年度策定した白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略に基づき、引き続き、人口減少対策や地方創生に向けた施策を展開してまいりました。具体的には、本町への新たな人の流れをつくるため、ふるさと移住応援プログラム等に取り組み、情報発信や首都圏での相談会等を6回実施してまいりました。

そして、まちづくり複合施設整備事業につきましては、町民の皆様からいただいたご意見をもとに、新たなまちづくりの拠点として、平成29年度からの整備工事に向けて実施設計を策定するとともに、西置賜行政組合消防署白鷹分署が3月末に完成したところであります。

また、地域づくりのさらなる活性化と地域力の強化を図るため、地域おこし協力隊を新たに3名配置するとともに、地区コミュニティセンターにつきましては、それぞれの地区が課題を捉えながら、地域の再生と新たな地域経営に取り組み、特色のある地域づくりが展開できるよう支援してまいりました。加えて、国際性豊かな人材の育成を図るため、青少年国際交流事業に取り組み、中学生・高校生計12名をオーストラリアに派遣いたしました。

さらには、白鷹町エネルギー計画に基づき太陽光パネルと木質バイオマス燃焼機器の導入に対する支援を継続して実施したほか、全国各地から寄附をいただいているふるさと納税につきましては、3,392件、1億1,368万2,000円の寄附をいただき、人材育成の分野等に活用させていただきました。

行政執行に係る管理的部門といたしましては、行財政改革の推進につきましては、第5次行財政改革大綱の進捗状況を把握し、基本方針に基づき定めた行動計画の達成に向けて推進を図ってまいりました。また、情報システム強靱化事業による情報セキュリティ対策の実施や共同アウトソーシング等による効率的な事務執行を図るとともに、町税等の郵便局での窓口収納及びコンビニ収納を実施し、利用者の利便性の向上を図ってまいりました。

さらに、人材育成分野におきましては、人材育成基本方針にもとづき、職員研修所等への派遣研修や町が計画した研修を通して、職員の資質向上等に取り組むとともに、人事評価制度について、制度が適切に機能するための評価者・被評価者研修を行いました。

そのほか、各地区においてまちづくり座談会を開催し、直接、町民の皆様と意見交換を行いながら、まちづくりへの信頼を深め情報の共有化を図るための取り組みを行って

まいりました。

以上が一般会計の決算概要であります。

続いて、各特別会計の決算概要について申し上げます。

十王財産区特別会計、歳入114万3,000円、歳出19万1,000円、差引95万2,000円。

下水道特別会計、歳入5億7,368万2,000円、歳出5億5,790万4,000円、差引1,577万8,000円。

長寿命化計画に基づき、浄化管理センターの改築更新工事を継続して実施するとともに、鮎貝処理区污水枝線工事を実施いたしました。

国民健康保険特別会計、歳入19億4,033万3,000円、歳出18億4,590万6,000円、差引9,442万7,000円。

特定健康診査・特定保健指導の実施及び人間ドック受診費用の一部助成等、健康づくり事業の推進と健康意識の向上を図るとともに、医療費通知の実施等により、医療費の適正化を図ってまいりました。

農業集落排水特別会計、歳入1億4,722万6,000円、歳出1億4,025万5,000円、差引697万1,000円。

農業集落排水事業、個別排水処理施設事業及び特定地域生活排水処理事業を実施いたしました。

介護保険特別会計、歳入16億1,726万8,000円、歳出15億7,039万3,000円、差引4,687万5,000円。

地域支援事業では、平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、蚕桑地区と十王地区において介護予防教室モデル事業を実施いたしました。

後期高齢者医療特別会計、歳入1億3,864万9,000円、歳出1億3,748万9,000円、差引116万円。

次に、公営企業の決算の概要について申し上げます。

水道事業会計、収益的収支、収益的収入3億825万8,000円。収益的支出2億6,716万1,000円、差引純利益4,109万7,000円。資本的収支、資本的収入1,324万6,000円、資本的支出1億3,040万8,000円、収支差引、マイナスの1億1,716万2,000円。

水道水を安定的に供給するため、配水管布設工事や老朽設備の更新等を実施いたしました。

病院事業会計、収益的収支、収益的収入11億1,834万1,000円、収益的支出11億4,182万7,000円。差引純損失2,348万6,000円。資本的収支、資本的収入99万3,000円、資本的支出8,839万円、収支差引、マイナスの8,739万7,000円。

臨床化学分析装置を初めとした医療機器の更新事業等を行いました。

訪問看護ステーション会計、収益的収支、収益的収入2,990万9,000円、収益的支出3,232万2,000円、差引純損失241万3,000円。

以上が平成28年度の主要なる施策の成果であります。各会計にわたり計画した諸施策について所期の目的が達成でき一定の成果をおさめることができましたのも、町民の皆様を初め、関係各位のご協力のたまものであると認識いたしております。

各款にわたる主要事業の実施状況につきましては、決算書及び附属資料をごらんいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 次に、平成28年度各会計決算の調製に当たった会計管理者、水道事業企業出納員並びに病院事業及び訪問看護ステーション事業企業出納員より説明を求めます。

初めに、会計管理者、高橋浩之君。

○会計管理者（高橋浩之） 私からは、決算書平成28年度白鷹町歳入歳出決算総括表によりまして、所管いたします一般会計及び6つの特別会計、合わせまして7会計の決算についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

区分、予算現額、歳入決算額、収入率、歳出決算額、執行率、繰越事業費繰越財源、差引額の順に申し上げます。

一般会計、90億4,124万6,000円、88億8,604万2,544円、98.2%、83億4,192万1,834円、92.2%、2,872万7,000円、5億1,539万3,710円。

十王財産区特別会計、41万9,000円、114万3,308円272.8%、19万467円、45.4%、0、95万2,841円。

下水道特別会計、5億8,175万4,000円、5億7,368万1,751円、98.6%、5億5,790万3,508円、95.9%、0、1,577万8,243円。

国民健康保険特別会計、19億1,680万6,000円、19億4,033万3,883円、101.2%、18億4,590万6,199円、96.3%、0、9,442万7,684円。

農業集落排水特別会計、1億4,944万9,000円、1億4,722万6,097円、98.5%、1億4,025万5,020円、93.8%、0、697万1,077円。

介護保険特別会計、16億3,239万6,000円、16億1,726万8,398円、99.0%、15億7,039万2,402円、96.2%、0、4,687万5,996円。

後期高齢者医療特別会計、1億3,932万円、1億3,864万9,311円、99.5%、1億3,748万9,028円、98.6%、0、116万283円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、水道事業企業出納員、建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） それでは、平成28年度白鷹町水道事業決算についてご説明を申し上げます。

決算書1ページをお開きください。

収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。なお、区分、決算額のみ申し上げます。

収入、第1款水道事業収益、3億3,091万6,386円、第1項営業収益、3億1,845万265円、第2項営業外収益、1,187万2,341円、第3項特別利益、59万3,780円。

次ページをお開きください。

支出、第1款水道事業費用、2億8,590万7,836円、第1項営業費用、2億5,205万1,607円、第2項営業外費用、3,341万9,354円、第3項特別損失、43万6,875円、第4項予備費、0でございます。

資本的収入及び支出について申し上げます。

収入、第1款水道事業資本的収入、1,324万5,637円、第1項出資金、1,129万1,000円、第2項企業債、第3項工事負担金、第4項固定資産売却代金については決算額ございません。第5項他会計負担金、195万4,637円。

次ページをお開きください。

支出、第1款水道事業資本的支出、1億3,040万7,891円、第1項建設改良費、5,091万2,566円、第2項企業債償還金、7,949万5,325円、資本的収入額、1,324万5,637円が資本的支出額1億3,040万7,891円に対して不足する額1億1,716万2,254円は、当年度分消費税資本的収支調整額350万8,479円、減債積立金4,000万円、過年度分損益勘定留保資金7,365万3,775円で補填をいたしました。

次に、8ページをお開きください。

平成28年度白鷹町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

初めに、資本金でございます。当年度末残高18億6,922万1,093円、議会の議決による処分額は4,000万円。内訳につきましては、資本金への組み入れでございます。その結果、処分後の残高は18億922万1,093円でございます。

資本剰余金148万5,081円につきましては、処分はございません。

未処分利益剰余金9,060万917円につきましては、議会の議決による処分額7,500万円。内訳につきましては、減債積立金に2,500万円を積み立て、建設改良積立金に1,000万円を積み立て、資本金に4,000万円を組み入れ、差し引き残高1,560万917円につきましては翌年度へ繰り越しとさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、病院事業及び訪問看護ステーション事業企業出納員、病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） 平成28年度白鷹町立病院事業決算についてご説明申し上げます。

決算書の1ページ目をお開きください。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。なお、区分及び決算額のみ申し上げます。

す。

収益的収入及び支出。収入、第1款病院事業収益、11億2,608万1,318円、第1項医業収益、8億8,872万561円、第2項医業外収益、2億3,736万757円。

続きまして、2ページ目をお開きください。

支出、第1款病院事業費用、11億3,843万5,209円、第1項医業費用、11億860万770円、第2項医業外費用、2,983万4,439円、第3項予備費はございません。

続きまして、3ページ目をお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

収入、第1款資本的収入、99万3,000円、第1項繰入金、同額でございます。

次に、4ページ目をお開きください。

支出、第1款資本的支出、8,839万202円、第1項建設改良費、1,288万9,800円、第2項企業債償還金、7,478万402円、第3項投資、72万円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,739万7,202円は、過年度分損益勘定留保資金8,739万7,202円で補填いたしました。

なお、5ページ目以降の損益計算書、欠損金計算書、欠損金処理計算書及び貸借対照表の説明は省かせていただきます。以上でございます。

次に、平成28年度白鷹町訪問看護ステーション事業決算についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。なお、区分、決算額のみ申し上げます。

収益的収入及び支出。収入、第1款事業収益、2,993万4,224円、第1項医業収益、2,993万4,114円、第2項医業外収益、110円。

次ページ目をお開きください。

支出、第1款事業費用、3,234万8,095円、第1項医業費用、3,231万5,708円、第2項医業外費用、3万2,387円、第3項予備費はございません。

なお、3ページ目以降の損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表の説明は省かせていただきます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

ここで、平成28年度各会計決算10件の審査に当たられた監査委員より審査結果の報告を求めます。代表監査委員、竹田謙一君。

〔代表監査委員 竹田謙一 登壇〕

○代表監査委員（竹田謙一） それでは、決算審査意見書を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度白鷹町各会計決算審査意見書。

審査の対象につきましては、平成28年度白鷹町一般会計以下、9つの会計でございます。

審査の期間につきましては、平成29年7月3日から7月21日まででございます。

審査の方法につきましては、下記の項目に主眼を置き全10会計に係る決算書及び帳票証書等の調査照合等を実施し、あわせて関係書類等の提出と関係職員からの聞き取りにより慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された全10会計の決算及び基金運用状況等について、関係諸帳簿と照合の結果、その内容及び予算執行は適正であると認めました。

以下、決算の概要と意見を述べております。

最後のページにむすび・総評を述べておりますので、申し上げます。

むすび・総評。

地方財政を取り巻く状況が依然厳しい中、平成28年度は、第庫5次白鷹町総合計画後期基本計画並びに白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略などに基づいて予算編成がなされ、積極的に事務事業が展開されたことにより、町政運営の基本としての主要施策を初め、各事業にその成果があらわれたものと認められる。

財政状況は、歳入経常一般財源において、地方消費税交付金等が減少、特に普通交付税及び臨時財政対策債が減少する一方で、歳出経常一般財源において扶助費や物件費等が増加したことにより、経常収支比率は前年度に比べ3.0ポイント上昇し、87.4%となった。4年連続80%台にあるが、硬直した財政状況は続いている。財政力を判断する財政力指数は0.277で、前年度より0.008ポイント改善はしているが、低い水準を推移している。一方、実質公債費比率は7.6%と年々減少しており、健全化への努力が見られた。今後とも、これらの指標の推移を注視しながら、健全な財政運営に努めていただきたい。

自主財源の根幹となる町税は、製造業等の業種に改善が見られたことから町税全体で3.2%、うち法人町民税は15.9%増の増収となった。引き続き公平で適正な賦課、徴収を推進しながら、滞納分も含め収納率の向上に努めていただきたい。

少子化が進む中、子育て、教育、人づくりは町の未来を開く重要なテーマである。医療費の自己負担額を無料にする対象年齢の拡充など子育てしやすい環境づくり、変化する時代を主体的に生きていく実践力を育成する教育及び世界に目を向けた青少年国際交流事業などに成果が見られた。今後とも安心して子育てができる環境づくりや教育の振興・人材育成のために、家庭の力、地域の力と連携しながら適時適切な事業の推進を願いたい。

産業の振興、雇用の創出・拡大は、活力ある町を持続・発展させていく上で欠かすことができないものである。経済状況を見ると、一部業種に弱さが見られたものの、全体として緩やかな回復基調にあり、町内経済にもその動きが見られるようになっている。そのような中、建築需要を拡大推進事業では需要が順調に進展しているなど一定の成果

が見られた。これらの動きと連動しながら、町が推進する林業振興と連結した事業の展開を期待する。

また、「日本の紅（あか）をつくる町」推進事業については、地方創生加速化交付金を有効活用し、多彩な事業が実施されたことにより、町内外への周知が図られたものと評価する。これを起点として紅花を核とした通年の事業展開が望まれる。「シラタカ・レッド」関連の各事業に一層の工夫を凝らし、民間、行政、それぞれの役割を分担しながら持続する事業の展開を望む。

まちづくり複合施設整備事業は、実施設計が完了し、具体的に建物の形が見えてくる段階に入った。計画に沿って着実に事業を推進するとともに、庁舎機能とあわせ、町民の安全・安心を守る機能などを持つ中核的施設であることへの理解を引き続き深めていきたい。

今後においても、厳しい財政状況が予測されることから、第5次行財政改革大綱の行動計画を着実に実行するとともに、より効率的な事務事業を推進しながら、町民の福祉やサービスの向上が図られるよう一層の努力を望むものである。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。平成28年度各会計決算10件に対しましては、この後、決算特別委員会が設置される予定になっておりますので、この際、質疑を省略したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので、そのように決しました。

○発議第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第18、発議第2号 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長、今野正明君。

〔議会運営委員長 今野正明 登壇〕

○議会運営委員長（今野正明） 発議第2号。

決算特別委員会の設置について。

白鷹町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置されるよう、白鷹町議会会議規則第13条の規定により提出する。
記。

1. 委員会の名称、決算特別委員会。
2. 設置の目的、平成28年度白鷹町各会計決算審査のため。
3. 設置の期間、決算審査終了まで。

4. 委員の定数、議長・議会選出監査委員を除く全議員。

提出者、白鷹町議会議会運営委員会

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。なければ、直ちに採決いたします。

発議第2号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

ただいまの決定によりまして、決算特別委員会が設置されました。

平成28年度各会計決算10件は、決算特別委員会に付託し、審査することにしたと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成28年度各会計決算10件は、決算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

決算特別委員会は9月14日まで審査を終了し議会に報告されるよう、また、決算特別委員会は本日中に本議場で開会されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 （午後4時27分）

再 開 （午後4時38分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し再開いたします。

○決算特別委員会の委員長及び副委員長選任の報告

○議長（遠藤幸一） 次の日程に入る前に、決算特別委員会において正副委員長が互選されましたので、その結果を議長より報告いたします。

委員長に菅原隆男君、副委員長に田中 孝君が互選され、決定いたしました。

○報第2号の上程、報告、質疑

○議長（遠藤幸一） 日程第19、報第2号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました、報第2号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

報第2号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。
1 ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、それぞれの基準に基づき財政状況について判断をいたすものでございます。

初めに、健全化判断比率の状況でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字のため、比率はございません。

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率でございまして、7.6%となっております。前年度対比1.0ポイント改善されたものでございます。

将来負担比率につきましては、公営企業、出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率でございまして、27.8%、前年度対比15.8ポイント改善されたものでございます。

次に、資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率でございます。資金不足額が算定された公営企業等はございませんでしたので比率はございません。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告事項でありますので、報告を受けたことにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は報告を受けたことといたします。

○延会の宣告

○議長（遠藤幸一） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の

規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後 4 時 4 2 分〉